

第八十四回 参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和五十三年三月二十八日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

多田 省吾君

補欠選任

藤原 房雄君

出席者は左のとおり。

委員長 嶋崎 均君
理事 藤田 正明君
細川 護熙君
福岡 知之君
中村 利次君

委員

岩動 道行君
糸山英太郎君
河本嘉久蔵君
戸塚 進也君
中西 一郎君
松垣徳太郎君
藤井 裕久君
宮田 輝君
穂山 篤君
矢田部 理君
鈴木 一弘君
多田 省吾君
藤原 房雄君
渡辺 武君
市川 房枝君
野末 陳平君

内閣総理大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君
村山 達雄君

政府委員

経済企画庁調整局審議官	澤野 潤君
外務省経済協力局長	武藤 利昭君
大蔵政務次官	井上 吉夫君
大蔵大臣官房審議官	米里 恕君
大蔵省主計局次長	山口 光秀君
大蔵省主税局長	大倉 眞隆君
大蔵省理財局長	田中 敬君
大蔵省証券局長	山内 宏君
大蔵省国際金融局長	且 弘昌君
国税庁次長	谷口 昇君
国税庁直税部長	水口 昭君
国税庁調査査察部長	藤仲 貞一君
事務局側	
常任委員会専門員	杉本 金馬君
説明員	
国土庁土地局土地政策課長	佐藤 和男君
運輸省航空局管制保安部長	飯塚 良政君
自治省税務局固定資産課長	吉住 俊彦君
会計検査院事務総局第一局長	前田 泰男君

有価証券取引税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括議題とし、質疑を行います。

○嶋崎均君 租特と国税収金のことについての質問をしますが、最初に、質問する前に注文をしておきたいと思ひますのは、最近大蔵委員会にかります各種の法案を見ても、次の元の違い品物を二つ持ってきて一本に合せてこの一部改正案というものが、まあはやっていると云えば語弊がありますけれども、そういう感じがしてならないわけです。これはほかの委員会に関する法律案でもそうですが、今回の場合、租特というのは言ってみれば、時間的に言えば懸案の事項であるし、内容的に言えば税制の問題になるわけです。それから片方の収金の問題につきましても、は、財源確保という言ってみれば全く違う次元の品物ではないかと思ひます。そういうものを一つにまとめて、とにかく金にすることが、これから一本でいいじゃないかというのは、これは国会の審議の立場からいいますと非常に問題があるというふうに考えます。今回は法律案が出て現に審議しているわけですからこれを途中で引きちぎるということはむづかしいと思ひますが、これからはそういうことがないように十分に慎重に審議することが正しい、妥当だというふうに考えます。返事は要りませんけれども、強く要求があったというところを十分に意識していただきたいというところを冒頭に申し上げておきたいと思ひます。

さて、最初の質問は税収全体の問題、特に所得税あるいは法人税の問題全体についてお伺いをしたいと思います。

昨年一昨年も、過去五年間の実績を調べてみましたが、所得税あるいは法人税及びその他物品

税などの間接税の実績を見ますと、当初予算額との間に非常に乖離があるということが明々白々であります。これを言うならば所得税、法人税は全く見込み違いが生じる、しかし一方、酒税とか納付金などの間接税につきましては大体当初見込み額の前後のところでござまっています、これが実績になつてゐるわけです。心配しますのは、直間の比率七〇対三〇から判断をしまして、この所得税、法人税の見込み違いあるいは税収不足ということは財源確保の上で非常に重要なかわり合ひを持つてゐるわけですが、昨年の第一次補正予算の際にも私は非常に大蔵当局が甘い見通しを持つてゐるということを指摘をしたわけですが、今回の五十三年度予算、税収入全体の問題について、これならば間違いなくいけるという強い展望を持つて組まれたかどうか、まず第一にお伺いをしたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君) ただいまの嶋山委員の御指摘は幾つかの点でおっしゃるとおりでございます。税収全体の中で所得税と法人税で六割以上というふうなウエイトを持つておりますが、法人税につきましても所得税につきましても、本予算を組みますときにはまだ前年度の十一月ぐらゐまでしか実績がわかっておらない。その上に当該年度の残りを推計し、さらにその上に翌年度の本予算にかかわる年度につきましても経済見通しに盛られておりますマクロ的な指標を使って推計する以外に方法がないわけでございます。したがって、マクロ的な推計の基礎になりました指標に大きな変動がない限りは、所得税、法人税収もさほど大きな変動はなしに済むわけでありまして、ここ数年は残念ながら当初の経済見通しに比べてまして実績見通しがかなり修正される例が多い。率直に申し上げまして税収はやはり経済活動の反映で、その意味できわめて受け身なものでございまして、経済活動そのものが動きまじたと

きにはやはり税収も動かざるを得ない。しかし、そうばかり言っておられませんか。でございまして、おっしゃる通りに私もできるだけの確かな見込みをするように今後とも努力をしてみたいと思ひますが、何にしても個別の、たとえばガソリン税というものはこれは年間消費量にそう大きな差はない、それからまた酒の類のものにつきましても、業界が持ちます出荷見通しというものは、大抵狂いは出てこない。マクロ的にその生産がどうであろうとか雇用者所得がどうであろうとかというところはやはり経済見通しの方に乗らざるを得ないのでございすから、かなりのむずかしさがあるということとはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○鶴山篤君 一般論としてはそういうことになるわけですが、これは後ほど今年度の半ば以降の財政展望についてのかかわり合ひがありますので、もう少し伺つておきたいと思ひますが、政府が毎年発表いたします経済成長率、これは名目でも実質でもそうでありますが、最初発表したものとの年度の最後になって明らかになりました実績というものを四十九年からずっと調べてみても大変な誤差があるわけですね。特にその中でも一番問題になるというものは、見込みと実績の上で大いに誤差あるいは見込み違いが生じておりますのは、個人消費支出については、昭和四十九年はともかくとして、五十年以降は一%から三%以上の違いが現実にあるわけでありまして、それから顯著に出ておりますのは民間の設備投資、これはもう御案内のとおりだと思ひます。あるいは鉱工業生産についても結果的にマイナスの誤差を生じているわけですね。しかしプラスの見込み違いというのは、数字の上ではつきりしておりますのは政府の経常支出あるいは資本支出、さらには経常収支というものが、これは政府の思い切った財政措置というところや規模の拡大という政策があるからでしようが、これだけは奇妙に全部プラスになつていくわけですね。この見込み違いについて、まあ水かけ論になるおそれがありますけれども、しかし

昨年の場合でも、第一次、第二次補正予算の際にも、皆さん方は六・七%について胸を張つてこの委員会でも絶対大丈夫だというふうにおっしゃつた。しかし野党のそれぞれの委員は、これは希望としては六・七%というのは欲しいけれども、現実それは無理じゃないかというところを厳しく指摘をしていくわけでありまして、

特に問題になりますのは、円の相場が二百三十円台ということに極端に変わりましたので、成長率についても、七%という希望はあるにしまして、もはや下方に修正をしなければならぬ段階ではないか、これは非常に決断の要する話です。しかしそれは後で具体的に、民間設備だとかあるいは個人消費だとかいうものに具体的にあらわれてくるわけですから、いまのところ希望だけでものをお考えられたのは困る。当然それは法人税なりあるいは所得税という税の収入のボリュームにかかわる問題でありますので、なかなか言いづらい話とは思ひますけれども、現実にはこういう事態があるわけですから、七%についての考え方、あるいは下方修正についてどういうふうにお考えられているか、この際きちんとお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(澤野潤君) お答え申し上げます。最近の経済情勢を見ますと、確かに先生のおっしゃいますように、民間の需要には総じて盛り上がりが見え、民間の需要に盛況であることは、雇用情勢も非常に厳しいという事態ではございすけれども、しかしながら、鉱工業生産を見ても、昨年十一月以来三ヶ月連続して増加しております。また二次にわたる補正予算、この効果が次第にあらわれてきておるということが数字上確かめられるわけでありまして、また、設備投資関連の民間からの受注、特に電力等を中心とする非製造業を中心としてこのところ設備投資の先行き見通しに明るさが見えてきております。こうした中で、官公需の需要の増加とかまた在庫調整の進展、これはもちろん生産調整等も勘案しなければいけませんけれども、在庫調整がかな

り進展をしておるといふ事態がございすので、今後需給の改善を背景にいたしましてがなり先行き明るい見通しがあるのではないかと感じがしておるわけでありまして、

こうした状況のもとに、政府といたしましては、先般の五十三年度予算、特に内需中心の景気拡大というところを第一課題といたしまして積極的な財政運営を行う。しかも、それによりまして可能な限りの施策を講じてやうていくということにいたしておるわけでありまして、これを受けて五十三年度の当初予算が成立いたしましたときには、この施策の効果が今後より速やかにより積極的にあらわれるように、実はせんだつての三月二十五日に内需振興を中心といたします当面の経済対策というものを閣議決定いたしましたわけでありまして、

これによりまして最近における経済情勢、それが今後五十三年度に引き続いてまいりまして、いわゆる十五年度の公共事業予算といったようなものの切れ目ない執行とその積極的な推進ということ、特にそれを繰り上げ施行という方法で講じて速やかにその効果をあらわさるというように、年度後半には民間需が民間在庫投資等も含めて次第に回復することが期待されるわけでありまして、私どもといたしましては、先般の十一月のQ.E.、国民所得統計速報でございすけれども、これが実質一%の成長ということも出ておりますし、それ以後の一・三月の状況等も勘案いたしましたときに、五十二年度におきましては大体五・三%程度の成長というものはほぼその軌道に乗つておると考えておりますし、それを受けて、五十三年度におきましては七%の成長というものは達成できるのではなからうかとわれわれはいま考えておる次第でございす。したがひまして、下方修正ということはおもひろく考えておりません。

○鶴山篤君 その点はさらに後ほど細かく伺ひますが、政府が最初予算をつくられて、その後五十三年度のGNPの中身につきましてはおおむねの方向を示されたわけですが、それを見ますと、GNP一〇〇にしまして個人消費が今年度五六・九、民間住宅が七・一、民間設備投資が一・二、政府の支出あるいはサービスというものが二・一、二、こういうウエイトになつております。これを去年なりおとし、その前、逐次調べてみると、たとえば民間設備の場合に今年度は去年に比べて〇・二%ウエイトが落ちております。落ちていくというのの落ちていくというのか。それから五十一年度と比べますと一・二落ちていくわけですね。それから五十二年度に比べて一・六、大変落ち込みが民間設備の場合に多いわけですね。それから個人消費の場合ですが、これと同様に五十年から五十二年まで比較をいたしても、ほとんどウエイト、数字の上では大した変化がないというふうに見受けられるわけですね。このGNPのウエイトから考えてみますと、個人消費購買力に何らかの力をつけなければだめだということを一面で私は指摘をしていられるんじゃないかというふうに思ひます。それから民間設備投資では、いま議題となつておる投資促進減税を加えてみても去年に比べて落ち込んでいくわけですから、政府は大膽な動きをあらわすには民間設備投資というものは盛り上がりがないで、せいぜい下支えぐらいのものではないかというふうな感じがするわけですね。

そういたしますと、今回の投資促進減税ということを取り上げてみても、これは思い切った措置にはなつていない。後ほど七項目の緊急問題にも触れますけれども、そういう意味では政府が発表しましたGNPでは国民にいろいろなことを教へていくわけですね。一言で言へば、もつと国民に消費購買力をつけるような何らかの積極的な政策を打ち出さなければだめですというふうな一面では指摘をしていけるし、一面では先ほど私が具体的に数字を申し上げましたように、去年に比べて、おとしに比べ民間設備投資はほとんど下り勾配になつていける。これもいろいろな公共事業投資で去年からずいぶん努力をしていけるけれども、第

一次補正、第二次補正、今度の地方を含めれば二十何兆円にもなろうとしております公共事業費の設備投資をやりましたも、民間設備投資につきましてもなかなか上がってこないという、こういう実績を示しているわけです。ですから、政策を發表されることは結構でありますけれども、こういう具体的な数字見ますと、政府の政策というのが果たして民間設備投資というものを刺激するかどうか、あるいはそれが実績として生まれるかどうかというのは大変疑問です。この点についてもっと明確にしていきたいと思ひます。

○政府委員(澤野潤君) 民間設備投資につきましては、先ほど申し述べましたように、五十二年の十一月の国民所得統計速報を見ますと実質で一・二%伸びておるわけでございまして、七月九月がマイナスの〇・一でございました。この傾向からいまして、これがまた一―三月にどのようになるかというところはいまだのところまだはっきりした数字はございませんけれども、こういう傾向で伸びてくるものとわれわれは予測しておるわけでございまして、特に非製造業、電力業とか小売卸売業、金融業といったようなものの設備投資といったものにやや明るさが見えてまいりまして、五十三年度におきましては製造業では三%程度の伸びを予測いたしておるわけでございすけれども、非製造業では一四%程度の伸びを予測しておるわけでございまして、前半におきまして財政主導型という公共事業等の関連建設資材等々の生産、出荷といったものを中心としたしまして、前半はかなり財政主導型で伸びていくのが後半には民間主導にうまくスイッチをして、全体としてたまたま申しましたような設備投資の伸びになるであらうというふうにわれわれは考えておりますし、期待をいたしておるわけでございす。

○磯山篤君 これも非常に去年からいずれの委員も心配しておりますように、こうありたいというお話はよくわかるし、私もそう望みますけれども、実際の実勢がそういうふうに進んでいないという現実を直視をいただきたいものだとい

うふうに思ひます。

さてそこで、今年度全体の歳入の目標二十一兆四千五百億、こうなっておりますけれども、これも中身を洗ってみますと、税制改正のこともあるだろうし、それから区分変更の問題もある。そういうふうに加除整理をいたしますと、純粋に今年度増収になる部分というのは八千四百八十億円、たまたまこの四・六%ではないかというふうに見るわけです。たまたまこの八千億というの五十二年の歳入の欠陥といひますか、歳入不足約八千億という数字と間々あつておりました、こういう因果関係があるのかわかりませんけれども、しかし私はここで指摘をしたいと思ひますのは、先ほど御返事がありましたけれども、この八千四百八十億円というものを、これは主として所得税なりあるいは法人税に期待をしてこの数字が挙がっているわけですね。少なくとも企業活動なり個人の消費購買力がなければ、足腰がつかなければこの八千四百八十億円というのは期待ができません。これは全く見込みはずれになるのではないかとこの心配をいませざるを得ないわけですね。このことについて、たまたま八千四百八十億円しかない去年に比べての自然増収というものについて、私は過大に期待をすることはむづかしいというふうに思ひます。

たとえば、細かく私は数字つかんだわけでありませんが、一例として申し上げますと、最近住宅を建設しようじゃないか、金をどどん貸しましようという住宅政策が発表されて、大いにこれを活用している人もあるわけですね。残高をおおね二十五兆円ぐらいではないかと思ひます。その数字が明らかにしていただけるならお結構ですが、そうしますと、この住宅ローンに対する金利というのは大ざっぱに計算しますと二兆円前後になる勘定ですね。これは一面では住宅を得をする、財産をもうける、取得をするという意味で、これは住宅建設の景気浮揚になつてゐることは当然です。ところが、今度支払う側にしてみますと、二兆円の金利というのは去年の第一次補

正予算のときの政府のいわゆる二兆円の規模と全く同じですね。それだけ個人の消費購買力が落ちるわけですね。ですから、いろんなことをやればそれが刺激を与えて波及効果は全般的に出ていくという理屈はわからないわけではありませんが、いまだ私が申し上げましたように二兆円の購買力が不足をするということは大変なことだと思ひますね。公定歩合の引き下げあるいは預貯金金利の引き下げで一般の消費者の貯金の目減りというのには二千億とか三千億という数字がありますけれども、その十倍の金が市中に回らないということになるわけですね。これは一例ですから全体を評価することはむづかしいと思ひますけれども、こういうことを考えてみますと、八千四百八十億円というこの目標につきまして大変問題は、過大に見積もりを立てておるのではないかとこのように指摘をしたいわけですが、その点いかがですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 前段の税収見込みの方でございす、これは先ほど申し上げたと触れましたように、政府の五十三年度の経済見通しを基礎にして見込みもつておるわけでございす、おっしゃいました数字の中で、ここの税収は確かにややこしいところがございますが、税制改正とそれからいわゆる五月分取り込み分を除きますと、大体十九兆円という見込みになるわけでございす。それが前年度当初予算に比較しますと確かに四・数%になります、第二次補正後の十七兆一千三百というものに比較いたしますと、九・五%ぐらいの増を見込んだことになりました。ただ、全体のGNPの政府見通しの伸び率が一二%でございす。非常にマクロ的な姿としましては、かなりかた目な感じというふうにお受け取りになる方が多いのかもしれないと思ひます。ただ、全体が一二伸びるのに自然増収ペースで九五しか伸びないというの、これは主として法人税が伸びが見込めない。大体三%弱ぐらいというふうな御審議願つておる予算案ではなつておりますが、これはなかなか法

人の方はいわゆるタイムラグがございまして、政府が期待しているように生産活動が徐々に上向いてまいりまして、なかなか税収として五十三年度中にそれが入つてこないという面があるために、全体の伸び率から見ても法人税が三%そこそこしか伸びないというふうな見込みをせざるを得ないというわけですが、まあいろいろの点から考えまして、私もとしましては、いまの政府の経済見通しに準拠いたします限り、やはり現在御審議願つております税収というのにはそう大きく狂わないというふうに申し上げていいんではないかと思つております。

それから、住宅ローンの金利分がかなりの圧迫要因ではないかというお話は、私素人でございますので、何か変なことを申しましたら企画庁に訂正してもらいたいと思ひますが、私も受けてます感じは、確かに申し上げる通りにローン残高がふえてきておるから、その金利分というののがかなりの負担になるというその面からの御指摘はごもっともだろつと思ひます。ただ全体としましては、大ききとしてはやはり個人消費支出全体が約百十九兆という、大きなものでございすので、それで個人消費が非常に大きく下がつてしまつてしまふというふうには実は受け取らない。

それからもう一つは、やはり資金というものは金利で払えばそれが金融機関に行つて、それがまた預金に流れるというふうになる。回つておるわけでございます。それから、全体で、マクロで分析するときにはやはり企画庁がいま見ているような伸び率というものをそれぞれ需要項目について見てもいいんだろつと思ひますけれども、もし必要があればもう少し企画庁から御説明いたします。

○磯山篤君 二兆円というのは大きい規模です。政府委員(澤野潤君) 個人向け住宅ローンの残高はいま先生おっしゃいました二十兆六千億ぐらいでございす、これは五十二年三月末の残高でございす、そのうち公的機関が約四兆二千

億でございます。それから民間機関が十六兆四千億、そのうち、せんだって住宅ローンの金利引き下げを発表いたしました都市銀行、これは今度〇・三％引き下げて七・九から七・六にするという発表がございましたが、これが約三兆三千億の残高ということになっておりまして、今度の当面の経済対策の中でも、公的な面における住宅の金利の引き下げというふうなものについても、これを金利の引き下げの方向で努力するということをうたっております。全般的に金利の引き下げを行うというところでやっておりますので、金利の引き下げのみならず、この住宅建設促進につきましても、先般いろいろ御説明しましたようないろいろな措置を講じておりまして、住宅の促進を図っておりますので、先ほど先生もおっしゃいましたけれども、五十三年度の項目では一・三・六％の民間住宅投資が伸びるという予測をいたしておるわけでございます。

○磯山篤君 税収で全体の予算を組むわけですから、ぜひこれからも見込み違いがないようにしっかりとやってもいいと思います。

さて、先ほどお話がありました景気浮揚の当面の七項目の問題ですが、少しいやみを言わしていただきますと、最初の予算を提案をしたときに、これだけやれば名目で二・二％、実質で七％成長は間違いがない、こう示されたわけですが、この二十五日に閣議で発表されたものは、この調子でいくとも実質七％はむしろ少ないと、こう考へて、補強としてこの当面の七項目対策が生まれたのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(澤野潤吉) 先ほどもお答え申し上げましたけれども、今回決定いたしました七項目の対策というものは、最近におきますドル安円高傾向を踏まえまして、五十三年度予算の成立というものをまねまして、当面講ずべき経済対策を決定したものでございまして、この経済対策で決定した項目のほとんどのものはすでに五十三年度予算

案の中に織り込まれておるわけでございまして、この予算案の早期かつ確実な実施ということによりまして七％成長というものをより確実にするというのが今度の当面の経済対策で取り上げた項目でございます。

したがって、もちろん今後中期的な面で取り上げていく大型プロジェクト等の問題についても入ってはおりますのでございすけれども、五十三年度につきましては、現在御提案申し上げております五十三年度予算案を一日も早く成立させていただきまして、その速やかなる執行により確実なる七％成長への軌道に乗せるということを考えて閣議決定したものでございます。

○磯山篤君 この七項目を読んでみますと、大体いままでも発表されたものを再確認をする、あるいは促進をするという上に、さらにこれからの考えられる政策を少し加えておる。それからもう一つの特長は、珍しくこういうものについては何月を目途にというように時間、タイムを明らかにしたのが特長のような感じがするわけです。

しかし、たとえば公共事業の中の坂出・児島間本四架橋についても、あるいは新幹線の問題につきましても、一応時期は明示をしておりますけれども、現実には着手をする、工事の着手を行うというふうなものは、現実に景気に刺激を直接与える、あるいは景気を浮揚するといふ具体策ではないというふうに見るわけですね。そのことについて多分皆さん方もそういうことは考へられてやっておられるだろうと思ひます。

さてそこで、特にこれは大臣にお伺いをしたいのですが、この緊急七項目を含めましていろんな景気対策をやる、これはいまの日本の場合から言へば当然のことだと思ひます。しかし、これだけのことをやって、できれば九月ぐらい、上半期ぐらいに繰り上げをしたり前倒しをして思い切つて景気を引き上げていく。具体的に数字で言うならば、年間トータルの名目二・二％を上回るようなものを上半期にやりたいと、やっつけなければなら

ないというふうに私は政府の政策、姿勢を見てゐるわけですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○政府委員(澤野潤吉) 全体、年度間を通じて七％を達成する場合に、それをどのように前半、後半に配分するかというところまでは私も実は確実に計算してないわけでございすけれども、先ほど申しましたように、前半は公共事業等財政支出を中心として現在の建設関連産業その他の生産、在庫調整を進め、しかも在庫の積み増しを行つていくというところを考へておるわけでございまして、それが後半においては民間の設備投資とか在庫の積み増しということに結びついていくというところで、それがどの程度の高きで前半七％以上、後半ややスローダウンするところになるかどうかというところまでははっきりした数字としては計算いたしておりませんけれども、前半財政主導、後半民間主導というパターンを一応描いておるというところでやっております。

○磯山篤君 まあ抽象的にはそういうことだろうと思ひますけれども、昨年も一昨年も前半でこのくらい景気をつけて後半ではこういうふうにしたと、こういう説明が総理大臣からもしばしばあったわけですね。年間トータルで二・二％を予定しているわけですが、これだけ前倒しをしたとあるいは繰り上げをしたり工事の促進をするというところは、成長率の面から言うならばこれは加速がついてしかるべきだと思ふのです。ですから、機械的に計算はできませんけれども、気持ちの上から言うならば二・二％を超える成長を期待しなければ、後半民間設備投資を引き出すというところは現実には不可能だといふふうに私は考へるわけですね。どうしても数字のことが言えないというならそれはやむを得ません。

さてそこで、いまお話がありましたように、思い切つて前半にいろんな公共事業を中心にして、あるいは政府の財政主導によって景気をうんとつけると、それから後半民間の設備投資を引き出すと、この考へ方はわかりましたが、しかし、それ

でなおかつ十分に国内の景気浮揚をすることがむずかしい、あるいは国際的に言えば経常収支黒字を半減することがむずかしいという事態になったときに、これは大変な事態だといふふうに私は考へるわけですね。率直に申し上げまして、いままで衆参両院で議論をされております、いろんな角度から景気浮揚策について、あるいは黒字減らしについて野党からも建設的な意見があるわけですね。しかし、いままでの政策で言うならば、政府がほとんど発表されたものがそのまゝ昨年の第一次、第二次あるいは今回の経済政策につきましても政府のほとんどの考へ方で経済全体が、あるいは財政全体が進められていくというふうな感じがするわけですが、これでどうしてもうまくいかないと、お手上げだということになった場合に、実際に野党がいろんな注文や建設的な意見を出しているわけですが、そういうものについて十分取り上げる気持ちがあるかどうかということについて、冒頭お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) 五十三年度の予算がまだ通らない段階でございす。五十三年度の経済成長の見通しにつきましても、るる述べておるうちに、いまの予算並びにそれに関連する諸政策あるいは公定歩合の引き下げ等をやつてまいりますれば七％程度の成長は可能ではないかと、こういうことでは見ておるわけでございす。

二十五日に決定いたしました関係閣僚の会議も、それを確かめる意味で、従来予算に盛り込まれたもの、あるいは今度の公定歩合の引き下げに通ずる諸措置につきましても一種の——それを早く実施し、それを確実のものにしようということが中心になつてゐることは磯山委員が御指摘のとおりでございす。

そこで、問題をたとえば公共事業に区切つて申しますと、あの会議では、上半期で契約率で言つて七〇％でございす。昨年は七三％でございまして、そのうち第一・四半期にできるだけ多くやろうじゃないか、こういうことを言つてゐるわけ

でございます。御案内のように、今度の第二次補正でいわば切れ目のないものを盛っておりますから、その点も考えまして七〇%程度をめどにしているわけでございます。契約ベースと、それからそれが実際に着工になる着工ベースと、あるいはいろいろ建設資材に及ぼす資材の調達の時期的というものはおのずから違うわけでございまして、その辺を十分に経験値に基づきまして考えまして決めましたのが七〇%の契約率ということでござい

ます。それによりまして、恐らく常識的に申しますれば、着工ベースで言うところの四カ月後ぐらいに五〇%ぐらい着工されてくる、四〇から五〇ぐらい。それから資材の調達は四カ月後でもうどピークで七〇%ぐらい、こういうところでございすので、契約率で決めておりますけれども、それによりまして内需の拡大が相当図れるであろうと、もちろんこの補正予算の効果もずつと切れ目のない効果も考慮に入れまして決めているわけでございます。ねらいとするとところは、先ほどから経済企画庁も言っておりますように、最初はどうかしても政府主導型でありまして、最初は幾つかの明るい指標も見えておる。先ほど澤野君が説明したとおりでございます。こういったものがさらに刺激を受けてだんだんよくなる、さらにはほかの指標にも影響を及ぼしてくるであらうというようにござい

ます。それから、あそこには雇用のところにしか、莫然としか書いてございせんけれども、公共事業の張りつけ方につきましても雇用問題を十分に考えて実施計画を組みたい、これは各委員会におきまして野党の先生方からもあるいは与党の人たちからも御注意があったところでございすので、そういう点も十分に踏まえながらやっていくように、こういう考えでおるわけでございす。

ところで、いま橋山委員がおっしゃいましたように、だから現在のところわれわれは七%の達成ができておると思っておりますけれども、しかし手おくれがあつて、そんなことを言つて安心してお

てはたまたぬわけでございすから、これは絶えず執行状況を見まして、その成果を十分監視する必要があることは言うまでもございせん。各需要項目別に、それから全体としてどういうことになるのか、それからQEの方で一体どういう結果が出てくるのか、QEも恐らくそれぞの第一、第二第三、第四というおのずから季節的な問題もあるわけでございすので、その辺の問題も十分読み取りながら、所期の目的が達成されていくのかどうか、それを十分監視していく必要があると思ひます。われわれは現在この政策で何とかいけるのではないかと、こう思つておりますけれども、仮定の話として、もし非常に不十分であるという、あるいは何らかの措置が必要だということになりますれば、公共事業予備費もございすし、財投の弾力条項等もございすので、そういったものを活用する余地はこの当初予算にも盛り込んでおりますし、弾力条項も発動できるというところとで何とか対処できるんじゃないか。とにかく絶えず情勢を監視していくことが最も大事であるという点につきましては、委員と全く同意見でございす。

○橋山篤君 どうも時間が非常に少なくて残念ですけれども、

さてそこで、いまの問題に関連をしますけれども、別に数字だけにこだわるつもりはありませんけれども、七%に代表されるように、刺激をして景気を回復する、これは国内的な目標であることは間違いない。しかし、一面では国際的に、まあアメリカに対してもECに対しても、六十億ドルというふうに言った方がいいのか七十と言った方がいいのかよくわかりませんけれども、しかし公約としてはいまの黒字をおおむね半分にしていく、この二つの目標が国際的にも国内的にもあるわけだ。この七項目を含めて、いままでも発表されております政府の政策を感じて言うならば、七%成長の方にかなりウェイトがかかっているわけですね。現実の問題としては、この前も申し上げましたように、交易条件指数なんかの推移を見ま

しても輸出押し出しの傾向にあるわけだ。これはドルは、黒字はなかなか減らないという、そういう観測を持っているのは私一人だけではないと思ひますね、ほとんどの人がその気持ちを持っていると思うんです。輸出を規制をするか、あるいは輸入をたくさん行か、あるいは輸出をしながら思い切つても輸入を行うか、いずれにしても物理的に言えばそういうことなんです。しかし、チョコレートやチューインガムあるいはオレンジを輸入しておただけでは、膨大なボリュームの黒字を下げるということにはならない。ECでもアメリカでも製品を買つてくれ、こう言つておるわけですね。ただその製品もエアパスのように、いつとき買つて金を払うというだけでは国内の景気刺激にはほとんど役立たない、なかなかむずかしい芸当だと思ひます。

現実にはこの緊急対策を發表されたのは、ドル減らしを十分に頭に置いて景気対策を發表されたのか、それとも景気がなかなか浮揚しないので、七%のところを力を入れて、黒字六十億ドルにするというのがある程度やむを得ぬと、数字にはこだわらないというつもりでこの決意をされたのか、その点を明らかにしてもらいたい。

○國務大臣(村山達雄君) いや、これはまあ同時達成ということがもう初めからあれでございすので、同時にそれを目的にしているわけでございす。

一つは、やはり何と申しましても財政金融を通じて内需の拡大を確実にしてまいりますれば、年度を通じて輸入の力がふえるであらう、あるいは、いままでの輸出圧力が国内に向かうであらうということをお願いいたしておるわけでございす。

輸出を関係につきましては、数量ベースで大体前年、五十二年並みにするということを決定いたしましたわけでございす。これは、いろんな考え方が巷間流布されたわけでございすけれども、その点をはつきりさせないと非常な心理的の動揺もあり、かつまた、数量ベースで前年より落とす

というふうなことになりますと、七%そのものに非常に影響があることは言うまでもないのでございまして、両面をわらひまして、数量ベースで横並びということを決めたのはその意味でございす。それだけに、また今度は輸入をふやさねばならぬということは当然でございまして、そのために緊急輸入対策をこの二十五日の決定でも再確認し、さらに引き続き検討するという拡大均衡の方を打ち出しているわけでございす。

円高の問題につきましては、確かに現在非常に大きな問題を生じているわけでございすけれども、この問題はわれわれの認識としてはやはり現在が非常に、二月、三月、これが輸出月でございまして、経常収支の実需を反映いたしまして相場が形成されておると見ています。でございます。しかし、いつでもそうでございすけれども、そういうことによりまして為替相場に変動がまずと、最初の間はどうしても価格効果が先に出るものでございすから、経常収支の黒字の方が最初はそのうちの方に働いていく。しかし、変動為替相場の当然の論理でございすけれども、やがてはそのことは契約におきましてもあるいは受け取りにおきましても、だんだんと今度は数量効果があらわれてきます。そういったことを考えますと、年の後半以降は円高の傾向というものがございすので、場合によると情勢が逆転するということもいま考えているわけでございす。火が非常に燃え盛っているときにうかつに下手な手を打ちますとますます火が燃え盛るのでございすので、やはり基本的な施策を通じて情勢の転換をわれわれは期待しているということなのでございす。

○橋山篤君 もう時間が来ましたので、具体的な租特の身はまた別の機会にお伺いするとして、国税取納金整理資金の問題について一言。今回のこの問題にしろ決算調整資金にしろ、予算の編成技術とすれば近年まれに、うまいと言っちゃ語弊がありますけれども、やったなという感じを率直に言つておかざるを得ないと思ひんで

す。

そこで、明治三十九年から会計年度というのは四月一日から翌年三月三十一日まで、こういうふうになつておつて、財政法第十一条と十二条でそれを規定している、そのことはよくわかります。発生主義の立場から言うならば、それが一年おくれようが二年おくれようが追わなきゃならぬ、厳密な意味で言うならば、しかしなかなかそれはできないから四月末、そして技術的に言えば出納期間というものを置くというのが長い歴史と伝統と慣行であつたわけです。また政府自身も、その考え方は誤りがあるかもしれませんが、明治三十九年からずっと言つてきたわけです。

そこで私が指摘をしたいのは、発生主義に基いて最後まで追わなきゃならぬ金なんだけれども、しかしどこかで節度をつける、それが四月末であるという解釈できたのか、いやそうでなくて、五月末まであつたんだけれども四月末に解釈を統一してきたんだ、こういうふうに見えるのか、これは非常に微妙な問題だと思ふんです。これはこの前の決算調整資金の場合でもそうでしたけれども、財政法第何条というものについて、あるいは財政法の精神について私どもはかなり厳しく解釈をしておりますので、その立場から言うと、どうも空洞化、形骸化されるという心配を持つわけです。したがつていまの点について、金が二兆百四十億円ある、ぶら下がつていて、金とは別に、純粋に解釈の問題、定義の問題としてどういうふうに判断をしたのかということをお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(山口光香君) 出納整理期間と申しますのは、いま御質問にもございましたように、年度所屬区分というのは発生主義で区分しなきゃいかぬ。片方で予算の執行それ自身は現金で経理しているわけでございますから、その調整をどこかで打ちとめなきゃいかぬということをやつてゐる制度でございます。それはもう前からやつてゐる制度でございますが、それを何月にしたらいいかというのは多分に会計技術的な問題であらう

かと思つてございます。現在は、国の場合は、国庫の中でのやりとりは五月末までやつておきますが、国庫類似のものも含んでおりますが、五月末。それから民間との取引は四月ということを経理しており、一方地方団体の方は五月ですべて経理しております。一方の境界といたしましては、国で申しますと七月三十一日に出納を完了するといふ会計法の規定がございます。これの範囲内で、ただいま申し上げました出納整理期間をどこで定めるかというの、率直に申しまして技術的な問題ではなからうかと思つてございます。

今回の改正は、御指摘がございましたように、五十三年度の財源確保という意味合いがありまして、たのでこし踏み切れたわけでございますが、こういう制度にすることが合理的でないかといえ、そんなことはないと思つてございまして、従来からも研究しておつたわけでございますが、何分とも制度切りかえに伴う財政的影響が非常に大きいものでございますから、時期を見計らつていたといつてよろしいかと思つてございまして、が、ことは、まさにその財政効果をねらつたがゆえにこしお願いしているというふうに御理解いただきたいと思つてございまして。

○鈴木一弘君 有価証券取引税の方について伺いたいと思ひます。

最初にいまの証券行政、こういうことについて伺つていきたいと思ひます。

いま一番の証券問題で、証券行政の問題は公社債市場の拡大、それと円滑な運営、こういうことが中心の課題になつてゐると思つてございしますが、だから最初に、こういう問題の改善について政府側の考え方を伺つておきたいと思ひます。

今回の改正案では、この法律の第十条の第一種のア、いわゆる税率のところでありまして、第一種のアと第二種のアについて五〇%引き上げ、こういうことで乙の方はまるっきり見送つてしまつたその理由、先ほど申し上げた公社債市場

拡大の問題、円滑な運営というふうなそういう条件を踏まえながらひとつ説明していただきたい。なぜそうしたか。

○政府委員(大倉眞隆君) 公社債市場の拡充という面につきましても、政策的な考え方等につきましては証券局長からお答えいたしますが、今回の改正で証券等の税率については負担の増加をお願いしながら公社債の動きについては現行どおりということ御提案申しておりますのも、まさしく同様の趣旨に沿つてございまして。

○鈴木一弘君 いまは公社債市場の育成拡大という点だけの答弁だったので、性格的にもこれは違つたものだろうと思ふんですが、株式と公社債の性格の相違、こういった点も一つには大きな名目になつた理由じゃないかと思ふんですが、これも、これは今後どういふように市場の拡大を図つていくつもりか、これはひとつ証券局から伺いたいと思ひます。

○政府委員(山内宏君) 公社債市場を大きく分けますと、発行市場と流通市場の両面に分けられると思ひますが、まず発行市場の面で申し上げますと、一つはやはり市場実勢に応じた発行条件を逐次そういう形で実施に移していくということございまして、それからまた、市場のニーズに応じた債券を各種供給するという意味合いで発行条件の多様化ということを考えていくということ

が次に出てくる問題であらうかと思ひます。それから流通市場の問題といたしましては、従来から次第にそういう形に進めてまいつておりますけれども、たとえば国債の流動化の付与あるいはその拡大といったような問題を通じまして、流通市場が、できるだけ市場の価格形成が円滑に行えるようにという形をとつてまいり。そういうふうな方向で、たとえば現在では年間二百兆を越えるような取引の大きな規模に成長してまいつておりますが、そういう方向を今後さらに着実に進めていくということであらうかというふうに考えております。

○鈴木一弘君 次は税率の引き上げ、ここまで引

き上げたそれが適當であるという判断、なぜそのパーセンテージにしたかという判断をひとつ聞きたいんです。

○政府委員(大倉眞隆君) 税率の引き上げにつきましては、関係局と十分議論をいたしましたわけでございますが、考えるべき要素といたしましては、前回引き上げ後の市場の状況がどうかということが一つ。もう一つは流通税としてはやはりおのずから限度がある、それはどの辺と考えるか。さらには今回の負担の引き上げ幅が市場に与える影響というものも考えてみなくてはならぬ。最後に国際的にいろいろな議論がある、そういう角度からサイドチェックしてみてもどうかといういろいろな点を考えたわけでございます。

まず、前回に引き上げをお願いしましたときには二倍の引き上げをお願いして実施に移つたわけでございますが、これは二十年來初めて引き上げたわけでございますが、これは格段に市場が拡大しておつたという事実がございまして、今回は前回引き上げのころに比べてさほど市場が大きくなつたという状況はございせん。むしろ非常に厳しい財政事情のもとで、ひとつ有価証券取引をなすという方々に実質的な負担増加をお願いしたい。前回とかなり発想が違つたという面がございまして、それから税率につきましては、最後に申し上げました国際的に資本取引の専門家がゐるいは税の専門家の間ではいろいろ議論がなつてございまして、一応正式な勧告にはなつておりませんけれども、この種の税というのは大体取引額の〇・五%前後が妥当ではないか。もちろん国によつていろいろ事情はありますが、〇・五%程度よりも高くする必要があるにしても、ぎりぎり一%ぐらいというふうな性格の税ではないかというものが、一応OECDの中でのいろいろな方々の議論の集約であらうかと考えております。それを考えあれを考へますと、市場への影響等から見まして、前回の引き上げ幅と同じこととこの際負担の増加をお願いしてはどうかと、引き上げ幅が同じでございますので、結果としては上げ率は

五割アップというふうになるわけでございます。
○鈴木一弘君 どもも私は、これはいわゆるキャピタルゲイン課税に近づいているんじゃないかという感じが質問しているんですけれども、有価証券に関するキャピタルゲイン課税、これをすで行っている国は何かあるかと思うんですけれども、大体どんなふうな方向で課税しているか、ちょっと言っていたください。

○政府委員(大倉貴隆君) 各国それぞれでございます。キャピタルゲインを課税し、なおかつ流通税を課税している国もございます。

わが国の場合は、かねてから個人の有価証券の譲渡益について原則非課税とし、特定の取引、買占めでございまして、一定条件のもとでの公開譲渡利益でございまして、あるいは事業譲渡類似でございまして、あるいはよく言われます継続的大量取引という意味での年間五十回かつ二十万株以上の取引とすることをひろい上げて課税の対象にしておりますが、これを全面的に総合課税の対象にすべきではないかという御議論がござい

ます。政府の税制調査会でも、方向としては全面的に総合課税にする方が所得税制としては望ましいということにほぼ意見の一致を見ておりますが、やはり現実にはその課税が適正に執行される環境を整備しないままでは全面的な総合課税に移ると、何と申しますか、正直者がばかをするというような新しい不公平を生ずるおそれが多分にあるから、この問題は全面的に総合課税が望ましいというところを腹に入れた上で段階的に課税の強化を図っていくというのが適当であろうということが多数意見でございまして、御承知の中期答申でもそのような答申がなされております。したがって、いま私も持っております宿題は、現実に行行可能なことを十分頭に置きながら、段階的に課税を強化するという方策を探りつつあるという状況でございます。

○鈴木一弘君 今回の法律改正、それはいろんな理由があると思いますが、私は今回ののは、いま徐々にという話が答申にあったように、キャ

ピタルゲイン課税のワンステップというふうに見ていいの、それとも単なる引き上げということだけなのか。その改正のねらいといいますか意図といいますが、そういうものをひとつ伺いたいと思うんです。

○政府委員(大倉貴隆君) 今回の引き上げをお願いしております趣旨は、端的に申しまして、有価証券の取引の背後にある担税力というものに着目して、厳しい財政事情のもとでぜひ負担の増加をがまんしてほしいという意味での実質増税をお願いしておるというものでございまして、税の性格といたしましては、私は有価証券取引税とキャピタルゲイン課税というものは別個のものだというふうに割り切っておると思っております。

と申しますのは、鈴木委員よく御承知でございますからごく簡単に申しますと、たとえば法人についてはキャピタルゲインは課税されておりますし、個人の場合でもキャピタルゲインがあつても、キャピタルロスになつていても流通税というものは負担していただくわけでございまして、やはり税としては違うものでございまして、やはり税としては違うものでございまして、

ただ、現実の問題としてキャピタルゲイン課税の段階的強化と有価証券取引税の税率の引き上げを同じ時期に仮に行うといたしますと、やはりそれれぞれが違う税でありながら市場に与える影響、個人投資家が株から逃げたがら市場に与える影響、心理的影響という意味では同じような効果を持つということも否定できないかと思つております。キャピタルゲインの課税の強化につきましては引き続き勉強を続けるということを考えておりますが、やはり同じ時期に両方ということでは避ける方が現実的ではないかと考えまして、今回は有価証券取引税の税率引き上げだけを御提案申し上げておる次第でございまして、

○鈴木一弘君 確かに答申には「有価証券取引税」といふことは、有価証券譲渡所得課税との関連、云々といふことを慎重に考慮してということがありますから、御答弁の趣旨はよくわかるんですが、これも、いわゆる中期答申の中でもキャピタルゲ

イン課税の方向に、いわゆる先ほどの答申にあった総合課税の方向にすることが望ましいということになっております。

それから、五十二年十月にそれが出ていながら今回のようなものとは切り離した形で出てきております。すでに、先ほどは答弁ありまして、したけれども、各国でキャピタルゲインをやっているところもかなりあります。そういうことから見ると、この有価証券のキャピタルゲイン課税の方向になぜ進まないんだらうかということが疑問でならないわけですが、その辺もう一度聞いておきます。

○政府委員(大倉貴隆君) 考え方として中期答申のような考え方をどうも妥当な線だと考えておりますが、それがあつたがらなれば具体化できないかという点は、まあ率直に申し上げてその実効ある適正な執行ができるという環境整備とあわせて考えると、なかなかいい案が出てこないと思つております。現在私どもが段階的な課税強化の一つの方式として、いまの事業譲渡類似なり買占めという規定が現実により動くといふかというところを勉強するほか、継続的大量取引という五十回、二十万株というものの、その考え方についても少し課税を強化する方向で具体的な改正ができないだらうかというところをここ一年以上内部で勉強を続けておりますが、申しわけないんですが、具体的な結論を得ておられません。別途証券業協会にもよく非公式に、仮に具体的なものを考えたとすれば何か案が、これなら何とかなるといふものはないだらうかという御相談もしておりますけれども、もう少し時間をいただきます。現実に行行可能なものを何とか探り当ててみたいというふうに考えているわけでございます。

○鈴木一弘君 これは証券の方から見ても、実効ある環境整備といふのがあれば、いまの答弁から実効ある環境整備といふもの、こういうものが一つ欲しい。それから、いま一つは、先ほどの五十回、二十万株といふこの条件、これをどういうふうにするかといふこと、結論が出ていないという二つの話なんですけれども、実効ある環境整備といふのはどういうふうな証券局としては見ていますか。

○政府委員(山内宏君) まず一つは、いづれにいたしましても現状以上に負担が重くなるという話でございますから、そういった負担が重くなるという問題をどのように解決していくのか。現在の株式市場はすでにそれなりの前提条件によつての経済活動を営んでおるわけでございまして、それに対して非常に重大なる悪影響が及ぶといふことは、これはできるだけ避けてまいらなければならぬわけでございまして、そういった面からどういふふうに考えるかということがまず一つございまして、

それから、その問題が仮に解決をしたといたしました場合には、具体的にいけば実行上課税当局が大筋において不公平の生じない課税態様が考え得るか、そのための環境を整備されるかという問題でございまして、この点につきましては先ほど主税局長からも申し上げましたように、過去に二年ほどにわたりました証券局並びに証券業界においてもいろいろそういう方向についての具体的な研究は続けております。ただ現在までのところ、これでいけば何とかなるということまでは到達をしていないという現状でございます。

○鈴木一弘君 先ほど取引回数五十回、株数が五十万株を基準として二十万株、いづれの条件をもち満たしたときに初めて課税対象となるということに現行はなつておるわけでありまして、非常に優遇されたものだらうというふうな思ふんですね。どちらか一方満足したらいいんじゃないかという感じがするんですが、そのうち点にどういふんですか、いままでの検討の中では、

○政府委員(大倉貴隆君) ただいまの法制は、考え方として継続的でありかつ大量な取引というふうな考えておりますので五十回かつ二十万株、こ

ういうことになるだろうと思ふんです。それを単純に大量であればと課税対象になるという考え方はひとつないだろうかと。これは、一つの研究のテーマに現になっております。ただそれがなかなか決ま手が無い。大量であるというだけで考えます場合に、いまの二十万株より相当大きな株数という議論もありまして、それがまた現実問題としてそういうことで御提案すると、何だかしからぬということになりはしないかと、いろいろがやがやと議論をしておる段階でございます。

○鈴木一弘君 これは私の言うのは適当かどうか分かりませんが、少なくとも片方だけの条件にはできないということであれば、取引回数五十回を二十五回にする、二十万株を十萬株にしていく、こういうような基準の厳しさを求めるという両面から行くという手もあるわけですね。そういう点の御検討はないんですか。私もその辺でするべきだということを党としても主張しているんですけれども、いかがですか。

○政府委員(大倉眞隆君) かねてから鈴木委員御所屬の党からはそういう御意見があることも承っております。ほかにどうしても知恵がない場合に、五十回かつ二十万株というのをもう少し縮めるといふ考え方もないではないと思ふんです。ただ、先ほど申し上げた実効あるやり方、かつ不公平が生じないようなやり方というときに、その一回とは何であるかということもまた非常にむずかしい問題でございます。その辺をあわせて引き続き勉強をいたしたいと思ひます。

○鈴木一弘君 有価証券取引税についての税制中期答申、五十二年十月、それを見るとき、いわゆる「有価証券譲渡所得課税」との関連、資本市場に与える影響等をも慎重に考慮して、その負担水準を検討する必要があるとの意見があったが、現行の負担水準からみて、なおその引上げを検討する余地があるかと考える。と、こうなっているわけですね。この答申の背後には、現在の取引状況の中で個人株主とかあるいは個人投資の部分と機関

投資とを比較すると、機関投資が拡大するということではないかというようにぼくら思ひます。特に最近の証券市場の特徴として、一面では設備投資が停滞しておりますから、その一面では企業の手元の流動性というものが高まる、そうならば余ったお金をどこ持っていくか、その余剰資金が収益性を求めて公社債に流れていくといったような現象が出てくる。

最近のまた株の方の動きにもいろいろ動きがあるように思ふけれども、こういう点から考えると、この取引税の問題についても五〇%アップということではなく、もう少し高い負担能力があると現在では判断ができるんじゃないかというように思ふんですけれども、というのは、片方の譲渡所得課税との関連ということとは、譲渡所得課税の方が足踏みをしている状態なら片方の方をふやしてもいいんじゃないか。確かにキャピタルロスの問題もありまして、だけれどもそういうのをふやしてもいいんじゃないかと、これは裏からいけばとれるわけでございますが、その点はどうでございますか。

○政府委員(大倉眞隆君) 幾つかお答えしなければならぬと思ひますが、かねてから具体的に法案として衆議院に御提出になっていた法案、今回撤回されましたけれども、それでは大体三倍程度の引き上げというふうなことになると思ひましたし、そういう御意見があることを重々踏まえまして、先ほどお答えしましたように、今回の上げ幅がどの程度が適当かということも議論いたしまして、私どもとしては今回は前回と同じ上げ幅というのがある程度の角度から見ても妥当であろうというふうなことを御審議をお願いしておるわけでございます。

ただいまのお話の中の法人投資と申しますか、最近の金融情勢からして法人がかなり株式市場なり証券市場に大きく入ってきているのではないかと、これは私よりむしろ証券局長からお答えした方がいいのかも知れませんが、そのときどきの情勢で税率を大きく上げ下げするということ

は、必ずしもまた適当でないのかもしれないという気もいたします。

○政府委員(山内宏君) 補足的に申し上げますが、最近の株式市場の売り越し、買い越しを見ても、買い越しの大手は投資信託と金融機関でございます。それからそれ以外の関係者、つまり個人なり外人なりあるいは事業法人なり、こういったものがすべて売り越しという形になっております。

○鈴木一弘君 今後のこの取引税、これは一体どういうのを理想的に大蔵省は考えていきたいのか、今後どういう方向を取引税にはとろうとしているのかをお伺いしたいのですが。

○政府委員(大倉眞隆君) これはやはり定率課税の流通税でございますので、取引価格が上がればそれに伴って負担も上がるという性格のものになつておりますから、やはり流通税としておのずから限界があるであろう。先ほど御披露いたしましたように、その国ごとの事情によつていろいろあり得るだろうと言ひながら、やはりおおむね〇・五%程度が妥当ではないかというふうな国際的な議論も考へてみますと、やはり今回御願ひしております増税が実現しますと〇・四五%という水準になりますので、少なくとも当面こしはばくはこれが妥当な水準ではないかと考えます。しかし、将来一切これを固定すべきものではないこと、この税の性質からいまして、今回引き上げ後の〇・四五%というのはおおむね妥当な水準までまいったのではないかと私としては考へております。

○鈴木一弘君 次に、これは議論になられたかと思ひますけれども、いわゆる大量な国債発行のものと銀行の国債窓口販売の問題、これについては確かに金融界と証券界が真つ正面からどうして対決する形になります。この銀行の国債の窓口販売の問題について伺いたいんですが、昨年十二月の都市銀行懇話会での要望がございました。そのときから、何か大蔵省は認める態度を示したこ

とから一遍に火を噴いてきたということはいま事実でございますけれども、このねらいは、一つは国債の引き受け負担を軽くするということだろう、銀行自身が負担することを軽くしようということだろうと思ひますけれども、国債をより安定的に発行させるための状況づくりに必要という面もあると思ふんです。一面には、そういう点で、しかし一方では証券界にとつては明らかにかいままでの既得権の侵害になる。こういうことからなかなか認めていこうというところはないと思ふんですけれども、この点大蔵大臣、将来どういうふうにかこれは考へていかれるつもりでございますか、これをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(田中敬君) 窓口販売ということが言われておりますが、窓口販売というものを、まず一体どういふものを定義としていふのかということ考へてみますと、まず新発債の募集の取り扱、新発債を窓口で売るといふのが一つの窓口販売の形態でございますし、あるいはそれを売ったもののねね返り、新発債のねね返りを引き取る、その買い取り、さらに進んでは既発債の窓口による売り出し、あるいはその買い取りということもろまでも恐らく窓口販売ということで定義できるものだろうと思ひます。そのほか国債の売買の問題といたしましては、金融機関がいわゆるデイトライとして大口の国債の直取引を行うというの、その窓口販売の変形した大きな形態としてあらうかと思ひます。いま、さしあたり問題をしばらくして、銀行が申し入れられたのは新発債の募集取り扱い並びに引き取り、既発債の窓口による売買というこのようでございますが、鈴木委員が御指摘になりましたように、銀行側といたしましては、将来国債の大量発行に伴ひまして自分の保有する資産の中の国債の割合が非常に多くなる、このポートフォリオをどうするか、あるいはその国債の価格の上下によつて銀行の収益に及ぼす影響は非常に多い、あるいはこれは流動化ができるかできないかということ、将来の貸出需要にどう対応するかというふうな、いろんな経営上に非常に

大きな意味を持つてまいる。そういう問題意識から、銀行とすれば個人消化の促進あるいは安定保有数への売買を通じて、あるいはまた銀行の引き受けた負担を軽減するというようなことから窓口販売をやりたいという御主張のようでございます。

一方証券界では、個人消化という問題は、かつて一〇％そこそこの消化であったものが、昨昭和五十二年度には二四、五％まで証券会社の販売努力によって個人消化ができておる。ですから、個人消化については現在の証券会社の販売網あるいは販売努力によっても十分である。あるいはまた銀行で窓口の販売をされる場合には、間接金融機関としての銀行が、いわゆる貸し出しあるいは預金集めというものの傍らとしてこれを行う場合には、事業法人等への押し込みの売りつけがあるのではないかと。そうなった場合には、それがはね返って市場へ出てきた場合には市場の安定を害する、こういうことから証券界としては公社債市場のために望ましくないんだというふうな反対の御意見を述べられております。

一方、私も国債発行あるいは国債管理政策を担当いたします大蔵省といたしましては、将来国債が安定的に保有をされると、これが個人であれ法人であれ、あるいはよし金融機関であれ、発行された国債が安定的に保有されることが望ましい。そうしてまた、公社債市場において国債価格の乱高下がないことが望ましいという観点からいたしますと、公社債市場の拡大と申しますか安定化のために、公社債市場への参加者が多くなり、公社債市場への資本参加が多くなって、流動化した国債の受け皿として十分の機能を果たし得るという、そういう市場が望ましいわけでございます。そして、それら彼此勘案いたしました場合に、この際この窓口販売をどう扱うかということ、証券界、銀行界それぞれの御主張、あるいはその御主張をどう判断するか非常にむずかしい問題でございますので、私も現在この取り運びといたしましては、いましばらく私も部内で慎重に検討

討さしていただいた上で何らかの結論を得たいというところで、いま結論を出すことを急ぐという立場に立っております。

以上でございます。

○鈴木一弘君 最後に、いまの答弁から、管理政策としては従来のかっこうから何か脱皮をしなきゃならないと思つておられるけれども急いではないという、何か前向きなような後ろ向きなような答弁をいただいたんですけれども、実際は国債だけを特別扱いにするような時代はもう終わって行くだろう。そういう点から考えると、強引に利回りを低く抑えていったり、市中の金融機関に過大な負担を強いるというふうなこともできないだろう。もうこれは管理政策それ自体を直さなきゃならないところになってくるのは事実だろうと僕は思うんです。その点で、いま急ぐんだか急がないんだかわからないような御答弁だったんですが、大臣、その点は私はどうしてもこの管理政策の見直しはやらなきゃならないということが一つ、いま一つは、その中で重要な問題は、やっぱり金利の自由化ということが最大の焦点だろうと、こゝろ見ているんですけれども、この二点について御答弁をいただいて終わりたいと思います。

○国務大臣(村山達雄君) まあ二点指摘されたわけでございますが、いまの国債の窓販の問題は、いま理財局長からそれ自身として持つておる問題を率直に述べたわけでございますが、これは委員御指摘のごとく、一つは公社債市場のやはり拡大あるいは安定化、流動化と、こういう公社債市場全体を通じての問題点の一つあることはお説のとおりだと思つております。その点につきましては、発行市場におきましてもまた流通市場におきましてもそれぞれの工夫をこらしてございまして、また流通市場における流通利回りをできるだけ発行市場の方にそのまま反映できる体制を整えておるところでございます。その意味で非常に弾力化を図つておるところでございます。

しかし金利の自由化という、学者が言うところ

の金利の自由化、これが一挙にできるかということになりますと、実は日本の金融構造の持つ一つのある種の限界がございまして、急にはいけないのであらうと思つてございまして、御承知のように、日本は、特に戦中戦後を通じてほとんど間接金融に大部分よつておるわけでございます。それと直接金融、直接金融の方の拡大が望ましいわけでございますけれども、急激にはなかなかまいらない。これもやはりおのずから市場が拡大することによりまして漸次移行せざるを得ないわけでございます。

ところで、間接金融の方から申しますと、御案内のようにやはりその金利の自由化、貸出金利の自由化ということは預金金利の自由化を前提にしなければできないことは当然なわけでございます。現に、いま預金金利につきましても漸次弾力化を図つておるわけでございますが、これを一挙に自由化したとしますとこれは大変な話になるわけ

でございます。まして、資金はやはり、当然のことでございます。いま金利機能がフルに働いておるわけでございますから、まあ言いますれば大口預金の金利が高くなり、小口のやつが当然安くなつてくることはもう当然でございます。それから小口の貸し出しが金利との関係で当然上がつてまいりますから、いまの消費者ローンとか住宅ローンであるとか、中小企業金融の貸出金利がこれはもう上がつてくることは当然なわけでございます。そのことが金利の自由化の名のもとに許されるかどうか、これはかなりの問題を含むのではないかと。さらに、そういうことをやりますといふ金融機構の再編成にまでつながつてくる問題でございます。まして、中小企業の分野を受け持つておるいまの中小金融機関、こういったものの統廃合の問題が起きまして、急激にやりますとやはり信用秩序の、信用不安につながつてくるおそれがあるわけでございます。ですので、そういう点を十分にらみ合ひながらこの問題を解決してまいりたいと、かように思つておるわけでございます。しかし委員のおっしゃる、まあ自由化と申しますか弾力化と申します

か、この方向は賛成でございますし、それからまた公社債市場を拡大して、できるだけ流通市場の条件を発行市場に移していく、じみではありますけれどもそういう施策をこの一、二年非常に急速に努力をいたしていただくと考えております。そういう問題と相関連しながら、先ほど理財局長が申しました窓販の問題をやつてみたい。現在試行的に、どういふことになるかまあいろんな試みをしておることは委員御案内のとおりでございます。そういうことも踏まえながら、一体今後どのぐらゐのスピードで、そしてまたどれぐらゐの量で、この問題を解決していくか、そのようないま試行錯誤をやつておるところでございます。

○渡辺武君 土地税制について伺いたいと思つ

今度の改正で、法人の供給する宅地に限って適正利益要件をなくして、かわつて適正価格要件にしたわけですが、これも、いままでの適正利益要件の場合ですと、法人が土地を売る場合に、その土地の取得費に造成費、それから販売費及び一般管理費、これを加えたものに二七％の適正利益率を掛けると。その二七％の中には支払利息と利潤が含まれておるといふ形になっていて、その範囲の価格で販売すればこれは優良宅地というふうに見なして、それを越えた場合には税の重課が行われるという形になっておつたと思つて、それが、今回の改正でこの適正利益率要件をなくして適正価格で売ればよいと、重課されないというところになったわけですね。そうなった場合に、従来二七％という枠のあった支払い利息、それから利潤ですね、二七％以上でも適正価格の範囲ならば土地の重課は免れるというところになるわけですね。

○政府委員(大倉廣隆君) おっしゃるとおりでございます。仮設の例で申し上げた方がかえつておわかりになりやすいかと思つて、たとえば平米五万円が適正価格であるというときに、非常に安く仕入れてあつたので適正利益率ぎりぎり計算すると平米四万円になる。しかし、土地利用

の方から言えばここは五万円で売ってもいいし、土地を買いだす人には五万円で渡してもいいんだとなつておるときに、四万円で線が引かれてしまふから、五万円で売ると法人税のほかに二〇%の租税を負擔しなければならぬ。それを今回の改正では、五万円で売るといふことであればそれは通常の法人税だけでよろしいという結果になります。

○渡辺武君 この改正が宅地の供給を促進するためだといふふうな文句でうたわれているわけですが、先ほども例示で申し上げましたように、素地として非常に安く手に入つたから、適正利益率で計算すると公示価格以下になる。しかし、適正価格で売つてもいいと言われているのに、適正価格で売ると二〇%法人税のほかに負擔しなければならぬので、売らざるを得ないという種類の土地が出てくるかという、そういう問題でございます。計数的にどういふふうに見ておるか、建設省からお答えした方がいと思ひます。

○政府委員(大倉眞隆君) 具体的な計数は、建設省参つておるかと思ひますので、そちらからお答えした方がいと思ひますが、考え方としては、先ほども例示で申し上げましたように、素地として非常に安く手に入つたから、適正利益率で計算すると公示価格以下になる。しかし、適正価格で売つてもいいと言われているのに、適正価格で売ると二〇%法人税のほかに負擔しなければならぬので、売らざるを得ないという種類の土地が出てくるかという、そういう問題でございます。計数的にどういふふうに見ておるか、建設省からお答えした方がいと思ひます。

○渡辺武君 そうしますと、不動産会社にも大小いろいろあると思うんですが、特に大手の場合ですと、比較的安く土地を手に入れて造成費も低い。ところが、それに二七%掛けて上乗せした価格と現在の適正価格を比べてみると適正価格の方が高いい。そこで、適正価格の方に引き上げて売つてもいいということになれば宅地の供給が促進される。これは大手不動産会社にとっては非常にありがたいことになるんじゃないですか、どうですか。

○政府委員(大倉眞隆君) その辺私も部内で議論をしてみましたのですが、どうも実際は、いわゆる大手と申しますのはかなり多種多様のものを持つておりまして、いわゆるグループピングという

ものがいま税法上認められておりますものですが、グループピングを使つて、つまり非常に適正利益率が高くなる、あるいは安く歩どる、一括して当該期内に造成して売り出すということができ、中小はそれができないというところの方が実際に近いようございまして、むしろ今回このことによつていままでなかなか売れる気がしなかつたものが売れるというのはむしろ中小の方なんだというふうな説明を聞いております。

○渡辺武君 それはちょっとどうですかね。私、不動産関係に詳しい人いろいろ事情聞いてみましたが、むしろこれは大手の方にはるかに有利だ、もう言下でそういうことを言つていました。

なお、別の側面から伺いますけれども、大手不動産会社を初めとする大企業、これは普通の製造会社から商社に至るまで、あの昭和四十七、八、九年にわたる土地の買い占め、これを猛烈にやつて当時の地価暴騰の根源になつたと思うのです。ところが、この地価の暴騰のために庶民はもう宅地に手が出なくなつた。ですから、不況とも相まみまして宅地の供給が非常に停滞したというのがその後の事態だつたと思ひます。

さて、従来のこの適正利益率の方式ですと、大体二七%というのは三年間というふうに期限がありますね。当時から数えますともう四、五年たつていてるわけですね。聞いてみますと、仮に当時六%の金利で銀行から融資を受けて五年間たつたとして金利だけでも三〇%になつていて、そういうことでしょう。それに適正利潤、まあ大体不動産会社は一五%ぐらい欲しいというところだそうなんです。これを加えたら四五%というものを掛けないと、もうけが出ないという状態にいまあるというので、したがつて、この二七%というのが邪魔になつてしまふが、もちろん三年を超えれば若干ままた上乗せできるという措置にもなつていますけれども、それではとても間に合ふということですか。

それで、今回この適正利益率の要件を外して、そうして適正価格で販売するということにすれば、二七%を超えたもので、これで売つても適正価格の範囲内ならば土地の重課を免れるということになるという話なんです。私はやはりあの地価暴騰をとおつた仕掛け人である大手不動産会社を初めとして、大法人の土地の買い占め、この責任を免罪して、宅地供給ということをお口実として、彼らにもうこげついている金利の負担分、それからまた適正な利益、適正と彼らが言つていふので、それだけでも、これを与えるということが今度の措置から必然的に生まれてくる結果じゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 適正利益率の計算というのは、渡辺委員いま御質問の中でおっしゃいましたように、いわゆる倍率係数が三を超えるときには調整して加算できるということになつておりますので、年数がたつてきたから二七で満杯になつてしまつたのでそこを助けるということにはならないと思ひます、つまり最高四七まで加算ができるようになっておりますから。

それからもう一つ、ちょっといやな言葉でございますが、一億総不動産屋と言われるような買い占めをした、それが地価を暴騰させて庶民住宅に手が届かないようにさせてしまつた、そういう強い批判があることは私も重々承知いたしておりますが、少なくとも量的に申しますと、あのとき異常な買いあさりがありましたのは、調整区域なり市街化区域の方が圧倒的に多いように思ひます。調整区域なり市街化区域にありますが土地というのは、どうやってみましても適用除外にならうがない土地でございまして、その場合はもとと利益率要件というのとはなくて、幾らであれもうけがあればそれは必ず法人税のほかに二〇%出してくださいます。ところが、今改正の対象になつたのは、やはり開発許可をもらつて優良宅地という認定をもらつて、しかも公募して、それで販売価格が適正価格以内であるという場合でございますので、私も私としてはこれは買い占め企業を救済するための措置とならないように一番

きめ細かい議論をした結果御提案しておるつもりでございます。

○渡辺武君 いや、そうおっしゃつても、私どうしても実情からして納得できないですね。それは不動産業界の実情に詳しい人に一度私は聞いてみてほしいと思ひます。三年の期間を経て若干の上乗せ措置できるけれども、これだけじゃとてもいふやうがないと言ひます。だから、このところ取つてしまつて適正価格で売ると、そうするといふまでたくさんさんでいた利子負担、それから特別土地保有税、それにさらにプラスしてもうけも出てくるんだと、それをやってくれば土地の供給もできるんだと、こういうことを盛んに強調しているのです。ですから、その辺が私は今回の措置の本質の一つになるのじゃないかと思ひます。これはもう大変ですよ。新聞なんかの論調でも、あの当時の買い占めをやつた元凶を免罪するつもりかという厳しい批判があつたのを皆さん御存じでしょう。大変な措置だと思ひます。

私、それに加えてもう一点申したいと思ひます。けれども、最近銀行の不動産融資ですね、これが上向き始めてきていると、これは二月二十八日のある新聞に出ていたものですけれども、全国銀行の昨年十一月の不動産向け融資は期中千九百六十八億増加した。一年前の五十一一年十一月は不動産融資がどん底だつた時期だが、これに比べると、三・六倍という急増ぶりである。この結果、昨年末の融資残高は七兆九千四百二十七億に達したと、こう言つていらっしゃる。七兆九千億と、八兆円近い融資が全国銀行から不動産業界に向けて出されている。金利だけでも大変ですよ。実情を聞いてみますと、不動産会社は土地を流動化することができない、抱え込んだままだと、金利の支払いも困つていて、だから金利の支払い時期にくると手形で払つた形にして、銀行は手形を持つていてるだけだ、こ

う言うんです。ところが、今回の措置で適正価格の範囲内ならばどのくらいたくさんさんの金利負担も、これは売れば流動化するという形になるわ

けですね、二七%の枠は取っ払われたわけですから。そうしますと、これは銀行にとってもこぼついていたこの融資、これの回収だけではなく金利分も回収できるという条件になってくる。いま銀行があらちちの大手の会社の倒産でかなりいろいろ問題が起こつてきている。そうしてまた、貸出金利と預金金利の関係の問題もあつて、いままでどうも出てないんだという話を私聞きます。事実かどうかは今後調べてみたいと思うのですけれども、そういう事態で、銀行の窮状を救済するということも一つのねらいになっているのじゃないか、その点どう思いますか。

○政府委員(大倉真隆君) なかなか売れない土地を抱えてしまつて、金利負担がだんだんふえてきて、その分がまた新しい債務になつておるといふ実情がかなりあるだろうということは私も素人なりによくわかります。ただ、先ほども申し上げましたように、今回の改正は素地をそのまま転売するような場合は全く関係ないわけでございます。まして、ちゃんとそれなりの造成費用をかけて優良宅地にして開発許可をもらつて公募して売る、その場合に手に入られる消費者の側を考へてみましても、それは適正価格以下でしか売らさないわけでございますから、その両方考えますと、金利が払えなくて困つて土地を売つて助けるための措置というふうにおつしやるのはやや行き過ぎではないだらうか、先ほど申し上げたように、量的には圧倒的に調整地域なり市街化地域の方が大きいのではないんでございましょうか、そういうところは今回の改正は全く無縁なわけでございます。

○渡辺武君 国土庁からおいでいただいておられますので、適正価格ですね、これはどんなふうにして決められるものなのか、簡単に、簡潔にひとつ御説明いただきたい。

○説明員(佐藤和男君) 今回の土地の法人譲渡益重課制度の改正に伴います適正利益率を適正価格に置きかえるという内容でございますが、これは一言で申せば国土利用計画法による適正価格にお

きかえるということでございます。その国土利用計画法におきまして適正価格の判断は、同法の中で地価公示価格を基準にして知事が判断するということになっております。

○渡辺武君 じゃあ、その地価公示価格ですね、これはどんなふうにして決められるのですか。

○説明員(佐藤和男君) 地価公示価格は、地価公示法におきまして判断の基準が定まつてございまして、まず一つは、標準地の近傍類地における数多くの取引事例のうち、特殊な買い進み等の事情を排除した取引価格を基礎といたします。かつ、それに土地の収益から算定した価格及び土地の造成原価という三つの要素を織り込んで土地鑑定委員会において正常な価格として判定するものでございます。

○渡辺武君 そうしますと、投機的な地価の急激な値上がりというものはある程度これで、適正価格で抑えられるというご説明がございまして、下がることにはなるわけですが、しかし、実勢として近傍類地の価格が上がつたとか、あるいは土地の造成費のコストが高くなつたとか、それからまた利益還元方式でやつた場合の価格が上がらざるを得なくなつていくという、そういう実勢ですね。実勢が上がれば公示価格もそれを追認するといふ形にならざるを得ないと思うが、どうですか。

○説明員(佐藤和男君) 先生の御指摘のいゝゆる実勢という言葉の意味にかかる問題だらうと思ひますが、いわば通常実勢と言つておられますのは、市場において一般の不動産業者が土地の売買を仲介いたします際に呼び値として言われるものを通常実勢と言つてございまして、いわばやや投機的な含みがある経済情勢に応じて生ずる場合にはそういうものを織り込んだものが通常実勢価格と言つておるものでございまして、先ほど御説明しましたように、地価公示価格におきましては、取引事例におきましてもいわば投機性を帯びた取引事例等については景気事情を判断して排除するといふようなことを行つておりますのと、そ

れからいまだ申しました三つの面からの各要素を取り込んで土地鑑定委員会が判断するというところでございまして、単に実勢の追認ということにはならないものと考へております。

○渡辺武君 今度の地方税改正で特別土地保有税ですね、これについては建物とか構築物などの恒久的なもののある敷地、これについては課税対象から除かれるということになつたと思うけれども、そうでしょうか、簡単に。

○説明員(吉住俊彦君) そのとおりでございます。

○渡辺武君 そうしますと、もう時間がないので申し上げざるを得ないんですが、その適正価格というものが地価公示価格に連動している、その地価公示価格がそのまま追認するという意味ではないのですけれども、いまの御説明聞きますと、やはり実勢に応じて上がらざるを得ないような仕組みになつていくわけですね。最近の地価公示価格の動きを見ますと、やっぱり地価の実勢がずつと上がつていくときは公示価格も急激に上がつて、実勢が下がつていくときはやはり下がつて、最近また上がり始めた、こういう変動もやはりそのことを反映していると思ふなければならぬと思うのです。この実勢をつくるものはだれなのか。私はやはり大手不動産会社、これが一番実勢をつくる上で大きな役割を演じていると思うのです。

この赤坂の辺の実情聞いてみますと、いま実勢価格は地価公示価格の約二倍だということです。それから市街化区域及び市街化調整区域、これは公示価格よりも実勢の方がほんのちよつと上がつていくくらいだと、こういうのです。よく赤坂辺の動きを聞いてみますと、そうしますと特別街区に指定してもらつて、そうしていままで建てられなかったところに大きなマンションを建てる。それを建てる場合に、さっきあなたが言いました、たくさんあつちこちから土地を買い集めてやるんだと、その土地を買い集めてやる場合に、一番最後までがんばつて地価が一番高かつた、そのの

価格がその土地全体の価格に評価されるという形になるというのです。だから結局それが実勢価格なんです、最高価格が。だんだんとそういう方向に、傾向的にはそうなると思ふ。だからその公示価格に連動した適正価格の範囲内で売れば土地重課は免れるといつても、その範囲そのものがだんだん上がつていく。そういうことに私はならざるを得ないと思ふ。これはだから大手不動産会社を救済する、銀行を救済するだけでなく、庶民にとつてみれば、それは昔のような急激な土地の値上がりではないけれども、しかしじりじり地価が上がる。その上がった地価で土地を買わされるということにならざるを得ないと思ふのです。これは大変なことですよ。

それで、ここに私昨年の十一月三十日号、不動産経済研究所の日刊不動産経済通信特集、特集号というのがあります。ここで三井不動産の会長の江戸さんがなかなかおもしろいことを言つておられます。時間がなから一言だけ言いますが、とにかく土地重課制度なんというものは撤廃してしまへ、それがわれわれの望みだと、こういうことを言つておられる。これはちよつといまの力が、政治的な力関係で無理だから、私は今回のような措置にしたといふふうに見ざるを得ない。同時に江戸さんは言つておられる。特別土地保有税、これは不合理な税金だと、こういうことなんです。いまお話しした、つまり耐久物を建てた土地、いままでは特別土地保有税がかかつていたけれども、これからかかる。もし大手の不動産会社がここにマンションをつくつた。その場合は、もうこれからは特別土地保有税はかかるらないですよ。一方で土地重課ですね、これがからかない枠、これがぐつと広がつて、その中でも金利も払えれば十分な利益も上げられるという条件をつくつてやり、他方では特別土地保有税、これもかからないようにしてやる。まさに大手の不動産会社の土地買い占めそのものをいまここであなた方は免罪しようとしておられる。彼らを救済しようとしておられる。そう言わざるを得ないと思ふのです。

大臣こんな税制、国民は大変強い批判を持っています、どう思われますか。

○国務大臣(村山達雄君) この問題についてはいま渡辺委員が指摘されたような、ようななんでしょうけれども、そういう御意見がたくさんありまして、しかし一方におきまして、土地供給を促進しないところにより地価を上げていくと、需給の關係と両方の議論があったわけでございます。そこで、いまの土地の需給の状況をかみままして、かつての買占め人間に国民が納得しないような不合理な利益を与えない範囲で、できるだけ土地の供給を促進しようというのが今度の恐らく改正になったと思うのでございます。

土地の公示価格、私が承知しておるのは、一般公示価格の改正が行われましたけれども、昨年に比べて二・七%ぐらいの値上がりではなかったか。そうすると、いわゆる適正価格というの公示価格を基準にしてやるわけでございますから、ですからおっしゃるような御心配があるのかないのか、私はやや疑問に思うわけでございます。

いずれにいたしましても、今度の土地税制に関する問題は、かつての買占めをやった人間に不当な利益をあげないで、そして土地の供給を含めまして、いまの住宅問題に多少でもプラスにしたい。これは住宅投資によるところの経済の成長にかなり期待しているところでございますので、そういうちやうど妥協点のところで折り合った税制であると、かように理解しておるところでございます。

○中村利次君 有価証券譲渡益に対する課税の問題にしても、また租税特別措置にしても、これは特に租税特別措置なんかは、いまや政策目的の有無にかかわらず、政治判断として、やっぱり正しいは正がなかなかできないというのが私は必ず言っている現状だと思ふんですね。ところが毎々申し上げますように、五十三年度の予算は政府の言葉をかきりと臨時異例の措置をおとりになっているわけなんです。また五十四年度以降についても、これは見通しとして、とてもじゃないけれども歳

入歳出についてよほどの決意を持ってやらなければ、これは日本の財政というものは決定的な危機を迎えておる。まあ金、金目の問題としては特別措置の整理は正というの、国の財政の上からいけば金目の問題としてはそれは決定的なもののは確かに現状ではないだろうと思ひますけれども、やっぱりいろいろの議論があつて、消費税が直接税かという議論はあつても、増税をやらなければ台所は持たないんじゃないかという議論がすでにもう具体的にあるわけですから、その前提としての税制の問題というのは、これはやっぱり決定的な課題だと思ふのですよ。

そうなりますと、私は非常に乱暴な提案のように聞こえるかもしれませんが、どうですか大臣、特別措置なんか全部白紙にして、どうしてもやっぱりあるものをなかなか撤廃しようは正をしようとするれば、いわゆるまあいんげん何かによつて政治判断ができやうのですね、伴っちゃう。ですからこの際白紙にして、そしてそこから改めて政策の上どうしてもこれは必要であるというものを検討する。いわゆる逆から租税特別措置についての見直しをやるのも一つの方法かと思ひますが、いかがですか、そういうことを検討される用意はありませんか。

○国務大臣(村山達雄君) 委員のおっしゃるのの一つの発想であると思ふのでございます。実は私たちがやっておりますのは、ややそれに近い考えでいまやっておりますことを御理解願ひたいのでございます。三年間にわたりまして、ことしはちょうど三年目でございますけれども、企業関係のものは本当に根本から洗い直すつもりでやっておりますのでございます。問題はその評価の問題であらうと思ひますが、委員のおっしゃったにやや近い考えていまして進めていることを御理解願ひたいと思ひます。

○中村利次君 大臣、近くないんです、近いと思ひません。たとえば社会保険診療報酬に対する特別措置、これは政府の税調も、五十三年度でもこれを是正しなければ国民の政治に対する不信

感がつのるんだという、そういうきわめて強い表現まで用いて税の専門家が是正をしないと言っている、これはもうかなりの決意で、ところがそれができない。というところは、これはやっぱり政治判断以外に何にもないでしょう。そしてこの間の本会議のあれでは、福田総理は、これは五十四年度も――まあ衆議院では附帯決議までつけて五十四年度には実施するんだというのが院の意思になつておるにもかかわらず、それを受けた政府は、自由民主党がその気になつて議員立法をする段取りで事を運んでおりますという逃げを打たなければならぬのは政治判断が非常にむづかしい、このままいきますとまたこれはどうなるかということになるんです。

また、利子・配当の総合課税の問題についても、あるいは先ほどの質疑等を伺つておりまして、有価証券取引税あるいは譲渡差益の取り扱ひの問題についても、主税局長はやっぱりこれは方向としてはそうやるんだけれども、しかし下手に拙速をとると新たな不公平を招くことになる。やはり私はこれは、専門家としてはそうお考えになつていないと思ふんです。これは相當に政治判断が加わつておると思ふんですね。私は新たな不公平が起きるはずはないと思ふんです。いまだって一〇〇%捕捉、把握されてる裸なのは勤務所得だけじゃないですか。だからクロヨンだとかトーゴサンというまことにけしからぬそういう言葉が出るくらいいまの税制そのものには、一〇〇%とらえられて、国際的な税負担率からいけば低い高いかは別にして、重税感を常に味わつておる者もおるし、あるいは生活実態を比較してみても、勤務所得者よりもかなり所得は上であらうと思ふ人たちが、そういう世帯が実際の税負担は非常に軽いという、そういうのがあつてですね。ですから、そういうものをそのまま政治判断に負けて放置をして五十四年度以降の財政を取り扱おうとするのはまことにこれは重大な問題だと思ふんです。ですから、これは質問になるようなならないようなあれですけども、私は問題

の焦点はすべてここにある、だから税の専門家なんというものは、私は局長だつて審議官だつて、さっきのあれなんか聞いていますと、この五十三年度予算はまだ成立をしないんだから、したがつてこれはやっぱり、このりっぱな執行によつても景気の回復だつて民間の設備投資につなぐことだつてこれはまあ非常に困難であります、実質七%の成長だつて困難でありますということを言えない。全くばかげた事実の見通しを無視したような、五十三年度予算を成立させていたでその執行によつて七%の実質成長は可能であると考えていますなんて、頭のいい大蔵省の役人がそんなことを知らないはずはないんですよ。そういう虚偽に満ちた議論をやらなければならぬ国会のあり方というものには私は改めなければ、それこそ国民の政治不信をつのらせる一方だと思ふんです。

そういう意味でひとつ大臣、これは政治的な課題ですから、思い切つたゆるふんでない対策というものが必要だと思ひますけれども、これは何もこういう歳入の上での租税特別措置あるいは譲渡益の取り扱ひの問題だけではなくて、景気対策、円高対策を含めて決意をお伺ひして、どうせもう時間ないんですから終わりますけれどもね。

○国務大臣(村山達雄君) 私は、さっき同じような気持ちでやっておりますというのは、企業関係税制について申し上げたわけでございます。おっしゃる通りに、個人の所得税につきましては幾多の問題が出ております。ただ、いま御指摘になりました多分利子・配当の総合課税、それから有価証券の特に株のキャピタルゲインのお話だと思ひますが、これは政治判断でやつてゐるわけではございません。るる述べましたように、この問題は下手に手をつけると大変な不公平が出るだけであつて、大減収になることはもう確実でございます。それはわれわれは長いこと税制に携わつておりますからよく承知しておるのでございまして、実効のある適正な課税ができるかどうかというこ

とでいま鋭意詰めているところでございます。

それから、社会保険診療報酬に対する課税、この適正化の問題でございます。この問題は長年の懸案でございますが、率直に申し上げて政府が提案できなかったというのは、実はわが自民党と政府の中でいろいろやっているのでございますけれども、これが発生した経緯等がございまして、なかなか容易に合意が得られず、今日まで提案できなかったこと、きわめて遺憾としておるのでございます。このたび自由民主党においても決意を新たにしまして、自由民主党の責任において、現在の診療報酬課税の特例は五十三年度限りにするというのを党議で決定いたしましたのでござい

ます。もちろん、諸般の問題がありますから、それらの問題についてはあわせ解決するということを決定しておるのでございまして、私は今度の党の決断を高く評価しているところでございます。したがって、政府といたしまして、この党の決断並びに今後の作業と同時並行にいたしまして、りっぱな改正案をつくりたいと、かように決意いたしているところでございます。その点を御理解賜わりたいと思っております。

それから、七％の問題でございますが、これはもう予算委員会におきましても、至るところで議論があるわけでございまして、率直に申し上げて、ことし五・三％程度の成長の線は大体達成できるやに見えるわけでございます。大体五％台には乗せるだろうと思っております。私は、いろんな問題がありますけれども、今度の予算の編成と、それに今後における実行をもつてすれば七％の成長は達成できるのではないかと、またぜひ達成させなければならぬ、このように考えておるわけでございまして、この間の所見が違ふ点をきわめて遺憾に思っているところでございまして、いずれにいたしましても、政府は全力を上げて、いま委員が御指摘になりましたことにならないように最善の努力を尽くしてまいりたいと思っております。

○野末陳平君 提案中のこの租特の改正案に、いまでも中村委員の質疑にありましたけれども、例のお医者さんの優遇税制が入っていないのはどうも理解に苦しむんですけれども、先日検査院が発表された平均経費率五・二％という数字なんですけれども、あれに対して専門のお医者さんたちがいろいろと反論をしておりますので、その点を含めて再確認したいと思っております。

そこで、まず反論の一つは、あの数字は歯医者さんを含めていると、歯医者さんは経費率が低いから歯医者さんを含めて計算したんでは正しい実態の反映にならないというようにお医者さんが言っているわけですが、会計検査院にお伺いしますが、歯医者さんをはずした場合の経費率というのはいくらになるかと。

○説明員(前田泰男君) 検査報告に発表いたしましたのは五・二％という数字でございますが、歯科を含めております。ただ、この場合端数を一応四捨五入いたしましたので、厳密に申し上げますと、検査報告に掲げた五・二％は五・一・七六％でございます。それで、歯科のお医者さんを除外いたしました計算をいたしますと五・二・二一という数字が出てまいりました、その差が約〇・四％と、こういうことになろうかと思っております。

○野末陳平君 次に、やはり検査院の五・二という平均経費率はこれは所得一千万以上の高額所得のお医者さんのおみか対象であって、所得一千万以下の、いわゆるお医者さんの言う零細開業医ですけれども、零細かどうか知りませんけれども、零細開業医を調査しなければ正しく実態を反映しない、こういうふうな言いわけですがね。

そこで、一千万円以下のお医者さんが経費率はどれほどかっているかそれはわかりませんけれども、大蔵省の方は去年の十月ですか、この委員会でも、大蔵省の調査によるとやはり五・二％程度というふうなことを答えているわけですね。そこで、この大蔵省の答えた五・二という数字が検査院と同じく所得一千万以上というふうな数字が特定のお得階層について調査した結果なのか、それともどうなのか、その辺を答えてください。

○政府委員(大倉眞隆君) 私どもが調査いたしておりますのは、特定の所得階層だけを取り上げたものではございません。

○野末陳平君 そうしますと、検査院の発表とあわせて考えますに、所得一千万以下とか以上とかいうことなしに、要するに引くくくめまして、特例の七・二％の適用を受けた開業医に関しては平均経費率が五・二％だと、そういうふうに理解していいわけですね。

○政府委員(大倉眞隆君) 私どもとしては、おおむね五・二％程度であると御理解いただいて結構だと思っております。問題は、人ごとに科目ごとに非常にばらばらについておるといふところに矛盾がござい

ます。

○野末陳平君 そのばらつきなどを一律七・二というところで控除することに、必要経費として認めることに問題があると思うんですけれども、それからまだこういう医師会の反論もあるんですね。これは新聞広告などによるアピールなんですか、要するにすべての開業医がこの特例によって経済的優遇を受けているわけじゃないんだと、五・二％なんと言っているけれども必要経費七・二％以上かかっていると、ここから新聞広告にはつきり書いてあるところですが、保険の全収入の二・八％に課税するといふのはむしろ多いと、こうなっているんですがね、どうも医師会がよくわかってないんじゃないかとも思いますが、確かにそちらがお出しになった数字はこの適用を受けていないお医者さんともかなりいたわけ

で、お調べになった五千三百七十二人のうちの二九％が非適用者というようになっておりますね。ですから、この特例の適用を受けていないお医者さんの経費率はどの程度であるか、これを具体的に答えてください。

○説明員(前田泰男君) 御指摘のございました一千五百五十三人につきましては検査報告には掲載してなかったわけでございますけれども、これにつきまして別途調査いたしました結果、七・二％台から一〇・〇％を超えるものまでかなりばらついておりまして、この一千五百五十三人、七・二

を超しました一千五百五十三人の方々の平均をとりますと約九・〇％と、こういうことになっております。

○野末陳平君 そうしますと、この非適用者は当然特例の恩恵にあずかっていないわけですから、平均でいきますとこの九・〇％必要経費がかかっているというお医者さんは、社保収入に関してですけれども、これは大蔵省に聞くんですけれども、当然これはその実際の経費率がそのまま認められたと、まあ申告を受け付けてもらえて、その点においては他の申告所得者と同じであると、そういうことですね。

○政府委員(大倉眞隆君) おっしゃるとおりでございます。

○野末陳平君 そうなりますと、やはりこれはお医者さんの方が間違っているんじゃないかと思うんですけれども、保険の全収入の二・八％課税なんというところは、これはちょっと誤解を招く表現だと思っております。要するに七・二％以上かかっている医師は現実にはいますけれども、その人たちは特例とは関係なく実際の経費率を認めてもらっているというわけでしょう。この七・二％が問題なのは、この特例を受けているお医者さんたちに関してで、このお医者さんたちは経費率は平均で言えば五・二であるが、かなりばらつきがあるけれども、まあ五・二であるということですから、どうなんですか、改めて、くどいようですけれども、要するにこの平均経費率五・二％を中心としたこの医師優遇税制の問題、議論をするとき、七・二以上かかっているお医者さんの方は全然範囲外であってこれは無関係と、こういうふうに見てちつとも差し支えないわけですね。それでよろしい。

○政府委員(大倉眞隆君) 制度の実態、またその制度が実際どういうふうな特典となつて働いておるかというのを分析いたしますときには、ただいま野末委員のおっしゃいましたように、この制度を利用して人が、ばらつきがあることに最大の問題がございまして、平均してみれば法定率よりもかなり低いというところに最大の問

題があるという点はおっしゃるとおりでございます。

○野末陳平君　そこで、やはり検査院の発表した五二という数字は、いわば大蔵省の前の回のこの答弁も含めましてはほぼ定着しているものと考えているんですが、大蔵大臣に最後にお聞きしますと、以上三点についてそれぞれお答えになったことは大蔵大臣のお答えと考えるといいわけですね。

か、なぜ彼らをそうさせたのかということを経理はどのようにお考えでしょう。

○野末陳平君　そこで、大蔵大臣としては、先ほどのお答えにもありましたけれども、自民党が五十三年限りとするというようなことで議員立法を出すような動きを先ほどお触れになりましたが、大蔵大臣としてはどうですか、五十三年限りとしてよろしいと、そうすべきだということでは理解していいですか。

納得なり、あるいはまたそういうふうに至った協力の態度というものを十全に取りつけることに失敗があったのじゃないのか。そういう反省がなければ、今後といえども私は現地の農民たちの学生に対する一定の期待なり、あるいはまたふんまんのやる方ない気持ちや学生に託すという、そういう気持ちや今後といえども背景的に持続していく、そして一向に事態の円満な解決というものがお考えでしょう。

○国務大臣(村山達雄君)　さように考えてもらって結構でございますし、またそのことを願っているわけでございます。

○国務大臣(福田赳夫君)　成田空港、実は三十日開港式をやると、こういうことで準備万端整っていったんです。そのやさき、一昨日ああいふ事態が起こりまして開港ができないう、こういうことになって、これはもう本当に残念です。国際社会に對しても申しわけないし、またとにかく国民に對しても申しわけない。

○委員(嶋崎均君)　午前中の質疑はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

いまだう反省しておるかというお話ですが、政府としてはやるべきことはやりました。まあしかし、これは政府も神様じゃありませんから、それはこれからどうするか、これは大いに反省もし、やっていかなければならぬ。ただ、どろぼうにも三分の理、こういうことがありますが、三分の理があるからああいふ過激派の行動はいいんだと、こういうわけにはまいりません。法の秩序、これに對しましては、これは今後ともこれを守り抜くかたい決意を持ってやっしていきたい、このように考えます。

○委員(嶋崎均君)　ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○国務大臣(福田赳夫君)　成田空港、実は三十日開港式をやると、こういうことで準備万端整っていったんです。そのやさき、一昨日ああいふ事態が起こりまして開港ができないう、こういうことになって、これはもう本当に残念です。国際社会に對しても申しわけないし、またとにかく国民に對しても申しわけない。

○委員(嶋崎均君)　午前中の質疑はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

○国務大臣(福田赳夫君)　成田空港、実は三十日開港式をやると、こういうことで準備万端整っていったんです。そのやさき、一昨日ああいふ事態が起こりまして開港ができないう、こういうことになって、これはもう本当に残念です。国際社会に對しても申しわけないし、またとにかく国民に對しても申しわけない。

おっしゃってこられたように、国内的にはもちろん、国際的にもお互いの人と人、民族と民族が心の触れ合い関係というものをよりよく上げていくことが何よりも大事だ、こういうことをおっしゃっていただけるわけでありまして、まさしくそのとおりだと思います。

十年以上におわたって、しからば成田の問題が、いよいよあさって開港を控えたいまの時点で、な国民的な融和というものが確立されてないのか。これは私は心と心の触れ合いに欠けた成田空港問題の促進というところに原因があるんじゃないのか、こういうふうにご感じざるを得ないわけでありまして、既成の事実を一つ一つ積み上げて、い

わば権力的に所期の方針を貫くことに専念してきた政府の態度、あるいは政治責任というものは私は少なからず大なるものがあると思うわけでありまして、そういう点で、果たして総理は、けさほどの関係閣僚会議におきまして三十日の開港を見合おす、まあ四月の下旬ないし五月の下旬ぐらいに開港、運航を延期する、こういうことが官房長官談話で発表されたようでございますけれども、果たしてそれまでに、管制塔の機器類の再整備はこれは技術的に可能であったとしても、今日問題になっている開港反対という基本的な立場をとる現地の農民なり一部の諸君と政府の方針とが依然として融和を図られないまま、単に物理的に開港準備を整っても、再びあのような不祥事件が起これないという保証はありません。現に報道されているところによると、アメリカの航空会社関係もこういう成田の状況を見て、アメリカの報道ではトップ扱いがされたようでありますが、こういう報道を見て危なくって飛行機を発着させられないじゃないかという危惧が高まっているやに聞いております。政府はそういう点をおもんばか

つても、一刻も早く成田問題に對するいままでの姿勢の転換、その上に立つた諸種の対話、話し合いというものをもう一度やり直してみようというところが必要ではないかと私は思うわけでありまして、けれども、いかがお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫君)　政府がなぜ成田空港の開港を急ぐか、これは御承知のとおり羽田空港が非常な過密の状態になってきておりまして、あそこで事故が起きるといふことになったら一体どのような惨たんたる事故に発展するか、はかり知るべからざるものがあります。そういうことを考えますと、羽田の空港使用を一刻も早く国際空港としてこれを取りやめなさいかぬ、あの過密状態をもう解消しなさいかぬ、これはもしそういう惨事が起こったといふときのこの責任、これは大蔵責任であります。そのことを考えますときに、成田空港、どうしても一刻も早くこれを開港を取り急がなければならぬ、こういうことになるわけですが、成田空港につきましては、農民その他関係者に対しては政府は相当精力的に了解を得る努力をしてきたんです。しかしなお反対する人がある。反対する人はどういふ人かといふと、農民というよりはむしろ反対のための反対をする人なんです。これは、これは福田さんもよく御承知じゃないかと思うんです。そういう人たちと幾ら話し合ってもなかなかこれは私は話し合いの糸口というものは発見できぬのじゃないか。そういう間に羽田における危機というものはどんどん進行してくる、これを放置することはできない、こういうことで、反対のために反対する、そういうことにいつまでもとらわれているわけにはいかぬ、こういう立場にある。こういうふう

に御理解願いたいのであります。

○国務大臣(福田赳夫君)　政府がなぜ成田空港の開港を急ぐか、これは御承知のとおり羽田空港が非常な過密の状態になってきておりまして、あそこで事故が起きるといふことになったら一体どのような惨たんたる事故に発展するか、はかり知るべからざるものがあります。そういうことを考えますと、羽田の空港使用を一刻も早く国際空港としてこれを取りやめなさいかぬ、あの過密状態をもう解消しなさいかぬ、これはもしそういう惨事が起こったといふときのこの責任、これは大蔵責任であります。そのことを考えますときに、成田空港、どうしても一刻も早くこれを開港を取り急がなければならぬ、こういうことになるわけですが、成田空港につきましては、農民その他関係者に対しては政府は相当精力的に了解を得る努力をしてきたんです。しかしなお反対する人がある。反対する人はどういふ人かといふと、農民というよりはむしろ反対のための反対をする人なんです。これは、これは福田さんもよく御承知じゃないかと思うんです。そういう人たちと幾ら話し合ってもなかなかこれは私は話し合いの糸口というものは発見できぬのじゃないか。そういう間に羽田における危機というものはどんどん進行してくる、これを放置することはできない、こういうことで、反対のために反対する、そういうことにいつまでもとらわれているわけにはいかぬ、こういう立場にある。こういうふう

に御理解願いたいのであります。

まあ、戦後どうも自分の主張を通すため、それを通すためには暴力もあえて辞さぬ、法の秩序も顧みないというふうな風潮が一部にある。私は非常にこれは残念だと思ふんです。これをほうっておいたら本当に国家の崩壊に通ずる。このことにつきましては、これはもう透徹した考え方を保持して断固対処をしなければならぬ、このように考えておるわけでありまして、まあいろいろ反対の動きがあるんですから、いろいろな事態が起きてきま

すけれども、それに対しては万全の対処策を講じながら、とにかく成田空港を取り急ぎ開港し

ておるわけでありまして、まあいろいろ反対の動きがあるんですから、いろいろな事態が起きてきま

すけれども、それに対しては万全の対処策を講じながら、とにかく成田空港を取り急ぎ開港し

たい、このように考えております。

○福岡知事 総理、万全の態勢をとって、力には力でと言ふと語弊がありますが、ある程度警備の態勢を強化するという必要でしよう。またマンホールなどが事前に検査されていなかったという、そういうこともあってはならぬでしよう。だか、今後私はひとり成田空港のみならず他の国際空港、羽田とかあるいは大阪というところにおいても一種のゲリラ的な反抗闘争というものが惹起しないという保証はないわけでありま

す。そうなりますと、警備に力を入れると言つてもおのずから当局に限界があるわけでありま。それを推し進めていけば、無限にそれは悪循環を繰り返していく危険があると思ふのであります。だから警備をやるといふことはもちろん必要です、それは否定いたしません。しかし私は冒頭申し上げたように、根本的に話し合いを通じて解決をするという姿勢を放棄してしまつた場合は、私は解決の曙光はやはり依然として見出せないだらうと、こういうふうに思ひます。

今日まで政府あるいはまた関係省庁、地元、それぞれ御努力が行われてきたことは言うまでもありません。しかし、いふならば国民的な信用問題だと言つてもいいと思ふわけでありま。また国際的にもしかりであります。こういう場合に、総理は単にこれはいままでの行きかたにこだわっているといふことだけじゃなく、私たち国会としても何らかの緊急の意思結集なり対策なりというものにコンセンサス、合意が得られるならばそういう方途を講ずるべきではないか、このように思ふわけでありま。

私たちも、単に政府だけにその責任をこの際なすりつけて事が済む問題だとは思つていないわけでありまして、国会としてもなすべきことがあるんじゃないか、こういうことを感ずるわけでありま。御所感はいかがですか。

○国務大臣(福田赳夫) この機会にこそ、国会も成田空港をめぐるああいう事態が起きているその問題の本質をながめまして、国会としての意

思を表明されたい、大変私はそれは歓迎すべきことである、このように考えま。

ただ、繰り返して申し上げるようございませうが、どろほりにも三分の理がある、その三分の理があるからといって、しかし、どろほりをしてよろしいということにはなりませんから、その辺は私は間違ひなく御理解お願ひたいと、このように申し上げま。

○福岡知事 次に、円高の問題についてお尋ねをしたいと思います。

けさほどの東京市場におきましては寄りつきが二百二十五円、当分それに張りついて日銀が徹底的なドルの買い支えをやつた、こういうことのもうであります。政府もつとに円高対策については心を砕いておられまして、緊急輸入対策あるいはまた輸出規制を行政指導によつて効果あらしめよう等々の方針をとつてこられました。しかし、今日までの推移を考へてみますと、政府のこのような方針だけでは、はなはだ効果的に疑問が多いんじゃないかと思ひます。現に、日を追つて円は上昇を続けておるわけでありま。ドル安に対して、総理は予算委員会におきましてもアメリカに積極的に対応するように要請をされている、私の質問に対してもお答えをされましたけれども、また、先般の経済閣僚会議でも改めてアメリカに対処策を要請する、こういうふうな確認されたようでありま。すけれども、アメリカがいままで一向に、見ていますとわが方の要請に対して受けて立つような気配がない。宮澤経企長官ですら、もうアメリカは円というものをローカル通貨だと考へているんじゃないかとすら思ふなどなどの発言があるわけでありま。総理はどのようにお考へですか。

○国務大臣(福田赳夫) 今日の国際為替不安、これは円高円安と言ひますが、本質はこれは私はドル安現象である、このようにとらえておるわけでありま。それに円高要因というものがまた加重しておると、こういう円ドル現象であると、このようにとらえておる。そこで、どうい

う対策が必要であるかと、こういうことになります。これは基本的にはアメリカが姿勢を正して、そしてドルの価値の維持に努力をするといふこと、これがなければこの問題の解決にならぬ、このように考えま。同時にわが円ドルの関係におきましては、円が、いまその背景としてのわが国の国際収支が大変な黒字状態でありま。すから、その黒字状態を是正するといふことに成功するといふことではないと、これはもう一〇〇%効果を生ずるといふことにはならないわけでありま。しかし、どこまでも本旨、本体はドル安であると、こういうふうにとらえておるわけでありま。

そこで、アメリカに対してはこれはもう本当に機会あるごとにドルの安定、そのための努力をすべき旨の申し入れをし、話をいたしておるわけでありま。アメリカもわが国の立場、またヨーロッパの立場等はよく承知はしておるのです。が、しかし、何せアメリカといたしましてはあの膨大な国際収支赤字、これが一挙に改善といふわけにはいかない。あの膨大な赤字が出てきたゆえんはどこにあるのかと、こゝにいふと、これは石油の輸入が急激にふえてきた、これはアメリカにおけるエネルギー事情もありま。また、アメリカの経済がとにかく上昇過程をたどりつとあるといふ問題もありま。とにかくアメリカの石油輸入、これが激増したと、それだけアメリカの国際収支が悪化したと、こゝにいふことでありま。で、その点に着目いたしましてアメリカではエネルギー法案を議会に提案をいたしますとか、いろいろ努力をいたしておりますが、なかなかまだエネルギー法案の成立といふことまでこぎつておらぬと。

さあ、そういう過渡期の段階においてアメリカが何もしないといふとどうもやらない。先般わが国ともいろんな緊密な連絡をとりながら、ドル、マルクの間のスワップ協定の拡大を中心とする通貨安定の努力なんかをしておりますけれども、しかしこれがなかなか功を奏しないというのが実情だ

つたわけですね。結局アメリカの国際収支、あの大幅な赤字状態といふものについてまだ決定的な改善の動向が見えてこないといふところだらうと、こゝにいふに思ひます。

とにかく、そういう問題をどういふふうにかつた開していかうかといふと、やっぱり私は日米欧三極が本当に理解し合つて、お互いの立場を捨てて、そしてこの通貨安定といふことに格段の配意をしなければならぬ。その点で、すき間のない理解の一致といふところへ来なければならぬだらうと、こゝにいふに思ひます。が、そういうことについてわが国といたしましては、あるいはアメリカに対してはしておりますものの、まだ確固たる展望が出てこないといふのが現状でありま。が、五月の初めに私はカーター大統領と会談する、またやがてい

わゆるサミットの会談も催されるといふことになりま。す。そういう首脳会談を待つまでもなく、わが国が首脳以下の立場におきまして各国と緊密な連絡をとり、非常にむづかしい中でございませうけれども、一つ一つ問題をくみ上げて、最終的にはただいま申し上げましたように、日米欧間に一つの固い理解ができ、ルールが形成されるようにといふことを念願して、その成果を期しつつ努力してまいりたいと、このように考へております。

○福岡知事 最近、宮澤長官あるいはまた村山大蔵大臣等が、今日の為替相場制の新しい制度の創設といふことを念頭に置きながら、アメリカ等にも呼びかけをしなげなうといふ姿勢をとつておられるようです。そのことの是非は、あるいはまた妥当であるかどうかは別にしまして、いづれにしてもそれは、仮に国際間における話し合いが進むにしてもかなり先のことでございませう。政府は二十五日の経済対策閣僚会議で決めた当面の経済対策という見解の中においても、まず冒頭で、「個人消費や設備投資は依然として停滞を続けて」いる、景気回復の足取りはなお弱く、きびしい雇用情勢、企業環境が続いている。」と、

こういうふうに出ております。あるいはまた、国内の不況感の影響によって輸入が伸び悩んでおる、一方輸出は数量的には相当鈍化傾向が見られるものの、円高によってドル表示の輸出額は高水準で推移している、このために経常収支の大幅黒字の基調がいまだに改善されるに至っていない、こういう御認識であります。まさしくそのとおりだと思います。具体的には国際収支はこの三月末で恐らく百四十億ドル前後に達するのじゃないかと予想されておるわけであります。

一方、経済の展望として来年度七%成長を目標にするとは言いながらも、ここに言われているような当面の情勢でございますので、当分は輸出ドライブというものがなお勢いを増していくのじゃないか、結果としてはさらに国際収支の黒字が拡大するのじゃないか、こういうような気がしてならないわけであります。そのことは、だから円相場の中で見れば今日二百二十四、五円の水準から旬日を出してさらに二十円台に接近をする、あるいはまたそれを割り込むということがどうも国際的にも国内的にも一つの常識的な雰囲気になってきているようにも感ずるわけでありますけれども、総理はきょうの二百二十四、五円というこの水準、これはとても防ぎ切れるものじゃない、二十円台ぐらいまでは、もう二十円に近く接近することはもうこれはやむを得ぬことなんだと、こういうふうにお考えなんでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫) まゝ円相場の今後について私から展望を申し上げるということ、これは私は妥当でないと思うのです。いろいろな投機を呼ぶ要因にもなってくると思うのです。それは御勘弁願いたいというわけでございますが、まあしかし、三月はいろいろと会社なんかの決算の月に当たる会社が多いわけでありまして、そういうことで売り急ぎをするという傾向もある。あるいは輸出が何か規制をされるのじゃないかというようなことを考えながら、この際早く輸出をせよというような動きもあるやに聞いておりますが、とにかく三月の輸出の情勢というものはかなり活発であ

るというふうに見ております。

しかし、これからの貿易状態を展望してみますと、輸出はどうだといえますと、とにかくこれだけ円高になってきたんですから、これは輸出に相当の水をかけるかと考えます。これは必至だと思います。それからさらに、昨年来テレビの輸出規制の協定をアメリカとの間にやつて、それがこしはまるる実施されていくことになる。あるいは鉄鋼につきましてもトリガーブレイス、これが適用になる、こういうことでこれも鉄鋼輸出をかなり制約をする、そういうこともなってくるわけであります。そこへもつていって、わが国のさらに大きな輸出品目である船舶輸出はどうだということ、もう御承知のように船舶の注文が激減してきておる、こういうような状態で、この輸出額も五十三年度については激減をしていくであろう、こういうふうに見ておるわけであります。

それからもう一つの重要要素であるところの自動車はというと、高水準の輸出は続いております。おりますけれども、これは自主規制の動き、これはかなり活発化してきておるわけでありまして、そういうことを考えますと、輸出全体としてそうふえるというふうな傾向にはございせん。

それから輸入はどうかということでありまして、今日景気がとにかく上昇はしておる、上昇はしておりますけれども、その上昇に見合った輸入の増加がない。なぜかといえますと、輸入原材料の在庫ストックが輸入を圧迫している。しかし、だんだんと輸入原材料のストックも少なくなる、そういうような状態でありまして、やがて輸入の方にも景気を反映しての動きが出てくるであろうし、また政府といたしましては、いわゆる緊急輸入というのを考えているんです。御承知のように通産省、農林省を中心とする十億ドル輸入、これは大体目算がついておる。それからさらに原油の備蓄輸入、これも相当のものがございせんけれども、努力をしてみたい、こういう

ふうに考えておる。その他いろいろ考えられる備蓄輸入、これはいろいろの工夫をしております。

そういうことを考えますと、黒字幅が少なくならないだろうというふうな見通し、それは私はそういう状態ではないと思います。私も政府といましては、いまだにかく六十億ドルの経常黒字にこれをとどめたい、こういうことを経済見通しで言っているんですから、あくまでもこの六十億経常黒字、これを実現をする、そういう方向であらゆる努力をしたい、これが私は円対策の主軸をなすものであろう、主軸というか日本としてでき得る主軸であらう。これにアメリカ、これはもう円対策というか、通貨の安定対策の本当のななめをなすものでありますアメリカがいろいろ手を打つ、それが奏功するということになれれば、初めて為替問題というものは安定していくのではあるまいか、そのように考えています。

先ほど申し上げましたように、そういう心持ちを持ちまして日米欧、この三極の間の調整、これに力を尽くしてまいりたい、このように考えております。

○福岡知事 円高問題に關しましてもう一問總理にお聞きしたいんですけれども、いま總理もおっしゃられましたように、一日も早く国内景気を回復さし、需要を拡大して輸入をふやしていく。これは政府が輸入するわけじゃないんですから、やっぱり民間がその主体になるわけでありまして、国内景気の回復がしたがつて第一義的である。それに私は時間がかかるということを申し上げているわけなんです。いま總理がおっしゃったように、一方輸出についてもそうむやみやたらに伸びるものではない。円高の影響も徐々に効いてくる、これは私も否定はいたしません。しかし、少なくとも昨年の二百九十円台から一年たった今日二百二十円台になっているということ、それでいて数量的には横ばい、これは国際競争力のある先端企業、そういう場面では合理化なり生産性の向上によって、あるいは技術革新によって円高を吸

収し得ている面が多分にある。だけれども、国内側が非常に不景気なために国際競争力もないがとにかく操業してなきやならぬというので、幸い金融は緩和しているということから、言うならばタコが足を食うような形で出血輸出に血道を上げて何とか当面を糊塗しているというふうなそういう企業群がたまたまあるのじゃないか。恐らくそれが国内景気が回復したときに逆にもう力尽きてばたばた倒れていくというそういう危険も出てくるんじゃないのかと、そういうふうに思います。

私は總理にお聞きしたいんですけれども、先日の報道によりまして、二月の自動車の輸出は前年同月比一六・五%も伸びております。輸出全体の伸びの何と六六%をこの自動車の輸出によって占めている。金額で三千億円、これは鉄鋼よりも九百億円多い、こういうことであります。貿易管理令の発令などはやらない、行政指導によって自主的な規制を促進していく、こういうのが總理の基本方針と承っておりますけれども、それに似てもいまだ申したような自動車に限らずそれに似た部類が、科学光学機械とかあるいはまた金属加工機械とかいうところであるわけでありまして、私は輸出を規制するとか、あるいはいわずや貿易管理令を発令するとか、これは賛成できません。また日本は貿易をして食っていくわけじゃないんです、さりとて今日のこの国際収支の状況など、あるいはまた円高の問題など考えれば、やはり将来にわたっては日本の産業構造のあり方をも展望しながら、力のある者だけ、部分だけは輸出をしていく、それを野放しにしていこうというのではかえって円高を助長する。そしてまた、ついていけないところはそのまま野放しに死に、競争力のある分野に対する行政指導、これは具体的にはどの程度力を入れられるのか、御所見を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫) いまの為替の状態を短絡的に申し上げますと、輸出が多いということになりますと、これは為替、円為替が上がってくる

という傾向になるわけであり。また輸出が鈍化するというようになり、円が高くなるのではなく逆に安くなる、こういうことなんです。非常に大づかみに申し上げますと、政策的には輸出を伸ばすかあるいは輸出をほうっておく、いまの状態ではうっておくか、あるいは輸出を抑えてそして円安というようにすることにするか、そういう選択に迫られておるといふ一面があると思うんです。それを一〇〇%どっちを選択するといふそういうわけにもまいりませんけれども、絵にかいてみるとそんなような傾向があるんじゃないか。

そういうことを考えるときに、いま輸出が非常に活発だと言いますが、日本の全輸出が活発だと言っているわけじゃないんです。これは輸出が非常に活発な業種というのはごく限られておる、そのために円為替が高くなる、そういうことになって全輸出産業が影響をこうむる、こういうことになるわけじゃないか。これは限られた業種でございまいんじやないか。その輸出が余り伸び過ぎて、そしてそのために全体に悪影響を及ぼす円高現象ということになる、これは妥当じゃないんじゃないか、こういう考え方になるわけであり。そういう議論が政府内にもあり、私もそういう議論ももつとも側面があるなあと、こういうふうに思っております。

さて、それじゃそういう限られた業種におけるところの輸出についてどういう措置をとるかというところになると、これは質管令というようになりなすこと、なかなかこれは技術的にむずかしい面があるわけであり。そこでやはり自主的に業界ごとによつてもらう。通産省ともいろいろやり方について話してもらい。いわば行政指導といふますか。そういうような行き方、これでさしあたりやってみるといふのが私は一番妥当な行き方ではあるまいか、そのように考えております。通産省とも全力を尽くしてそういう手法をもつて目

的とするところを実現をしてみ、こういうふうでございまして、とにかく私も通産省のその行き方に期待をいたしたいというのが私の考えでございます。

○福岡知事 総理、少なくとも五月の初旬にカーター大統領と会見をされる、会談をされる。その前までにいま総理がおっしゃられたような政策の効果というものが、総理自身も期待されておると思ひますけれども、今日のこのとめどない円高の中で呻吟している多くの業界、企業あるいは国民の立場に立ちましても、やはりそういう方針なりお説教だけじゃなくて、効果を早く、一日も早く期待をしたい、こういうことだろうと思うわけでありまして、総理の政治責任をかけてでもこのところをひとつ大いに憎まれ口もきく、やることも積極的にやるといふことで対処されることを強く要請しておきたいと思ひます。

次に、補正予算の問題につきましてでございますが、五十三年度の予算も本院予算委員会が旬日を出して成立を、決定をみることになると思ひます。政府が目標にしてまいりました七%成長を達成をしてく、こういうためにも、あるいはまた先般野党間で所得減税の折衝が行われましたが、その折衝の経緯などからしまして、補正予算について考慮をせねばならない時期が来ると思ひうわけでございますが、総理はその時期をいつごろとお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫) いま五十三年度の予算を御審議を願つておる段階でございまして、その予算の審議の段階で補正予算をなすというようなこと、これは考えておりません。しかし、こういうことははっきり申し上げておるんです。とにかくわが国は世界におけるわが国としての責任を尽くす。そういう上からも経常黒字、これを大幅に縮減しなすやらない。これは何が何でも実現をする。同時に、国内的には雇用の安定、また企業の経営の維持、そういうようなことを考えまして、目標とする七%程度の成長、これもぜひ実現をいたしたい、このように考えております。いよ

いよあと数日たちますと新しい年度が始まるわけでございますけれども、毎月毎月日本経済はこういうふうな動いていくかということにチェックいたしまして、ただいま申し上げました二大目標、この目標に狂いがきそう、こういうふうなことでありますれば、これはまたその時点においてそれなりの手を打たなきゃならぬ、こういうふうな考えでおります。

その打つ手というものはいろいろあります。財政上の手もあります、金融上の手もあります、以外の手もあるわけでございますけれども、その時点におきまして最も効果的であり有効である、そういう手段を選択いたしまして随時大胆にこれをとっていく、こういう考えでござい

○福岡知事 少なくとも、今通常国会は五月中旬ごろまでということが予定されているわけですから、その間には具体的な考え方というものはもろんでこないと思ひます。したがって、総理がいまおっしゃったように、予算執行あるいはまた景気対策の浸透がよい、そういうものを見た場合、補正予算を含めていろいろな施策を考へるにしても、それはやはり秋ごろになるというふうな考へてよろしうございませうか。

○国務大臣(福田赳夫) 新しい年度がとにかく四月に始まるんですから、二、三カ月でその動きの全体がつかめると、こういうふうには思ひません。まあ秋ごろになりますか、その辺はまだ時期的なことを具体的に申し上げるわけにはまいりませんけれども、しばらく様子を見まして、どうもただいま申し上げました二大目標実現、達成、これに異変があるという上におきましては、随時有効な手段を果敢にとつてまいりたい、このように考へております。

○福岡知事 次に、先般来予算委員会でも衆参を通じて議論になってまいりました大蔵省の例の財政収支試算等を拝見しました。その中身はともかくとして、いづれにしても今日のわが国の財政、ひいては税制などなどにやはり一定の変革を

考慮しなければならぬ、こういうことが察知されるわけであり。来年度以降、税制調査会の答申などにおきましても一定の示唆があるわけであり、言うならば今日の税水準というものを本格的に改正する、言葉を変えれば増税の政策を本格的に考慮しなければならぬ、こういうような見方もあるわけであり、総理はどのようにお感じでありますか。

○国務大臣(福田赳夫) 五十三年度予算に関連いたしまして財政収支試算ですね、大蔵省から配付されておるわけでございますが、まああれはあれといたしまして、ああいう試算がなくても私はこれはから国費はだんだんと増高せざるを得ない、財源はどうかという、低成長時代に入りまします。ですから、かつてのように自然増収の多くを期待することができない、そういう中で、いま今日この時点において大変な赤字、特に特例公債を負担しなければならぬという状態にある。そのわが国の財政が今後一体どういふことをしなけりやならぬかという、一方において歳出の効率化、合理化、これは大きな努力をしなけりやなりませんけれども、同時にやはりこれから増高する国費、これをにらみますと、国民負担の増加、これももうやむを得ざる傾向として考へておかなければならぬかと、このように考へておるんです。

ただ、それをどういふタイミングでどういふ経路で実行するかというところになりますと、これはその時点における景気情勢、そういうものなんがよく見なければならぬから、いま一概に何年度にどういふ規模のようなことをここで申すわけにはまいりませんけれども、そういう考へ方のもとに今後の財政には対処しなけりやならぬだらうかと、そのように考へております。

○福岡知事 その問題は大きな問題ですから、もちろん総理よくお含みのように、今後十分な検討と、また国会における審議、あるいはまた与野党間での十分な意思疎通というものを必要とすると思ひますし、総理の適切な対処をひとつ要望しておきたいと思ひます。

最後に、本委員会でも目下審議中の租税特別措置に関する改正について伺いたいと思います。
今日の財政事情あるいは減速成長への経済情勢の推移などから見まして、不公正税制の是正というふうな観点におきまして、今回の特別措置改正に関する中身は大変不十分じゃないかと考えております。なかんずくこの医師優遇税制の据え置き、利子・配当所得などへの優遇措置の存置、各種準備金、特別償却措置の未整理など、きわめて不十分な面があるわけですが、総理は今後、具体的には来年度以降、もっと本格的にこの特別措置については是正をしていく、こういう決意をお持ちかどうか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 特別措置はそれぞれ社会的、経済的要請がありまして、その要請にこたえてでき上っておりますのでございしますが、その要請が必要とする事情はなくなつたということになりますれば、事前にこれは改廃しなけりやならぬと、特別措置が既得権だというふうな状態になることは、これはもうどうしても避けなけりやならぬというふうな存じますし、また税は公平でなけりやならぬ、制度上も、そういうふうな思いいますので、そういう考え方に背馳するような税制につきましてはこれを改めていかなければならぬ、このように考えておられて、まあ五十年來そういう方向で努力はしております。ことしも、五十三年度につきましても努力はしておりますけれども、五十四年度以降につきましてもその考え方を持ちまして、いわゆる不公正税制、この改廃につきましては鋭意努力をいたしてまいりたいと、このような決意でございます。

○橋山篤君 時間の関係もありますので、二つだけにしほつて伺ひをします。
ただいま福岡委員からも指摘をしましたが、医師の特別措置の問題です。総理も大蔵大臣も、政府としては提案はできないが与党の五十三年度限りやめたいというその考え方について支持するというふうに言われております。これは考えてみま

す、廃止をするという場合にいろいろな問題が起くることは当然です。まあ医療制度の問題もあるでしょう、あるいは報酬の問題もありますし技術のことも、あるいは医療分業の問題も当然あります。しかし、この特別措置がそれらの審議を邪魔をしているというところは基本的にはないはずであります。そういうふうなことを考えますと、この特別措置というものは来年度三月三十一日が来れば必然的にやめるものだといふに理解をしたいと思いますか、その点を確かめておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) この問題はとにかく二十数年来の問題、まあ毎年毎年の議論になつて、しかも何らの解決案が出てこなかつた、そういういきさつがある問題、政府といたしましては、なるべく早くこの問題に決着をつけたいという考えであつたわけでありまして、そういうむづかしい問題であるので、幸ひに自民党の方でこの問題、まあとにかくいまの税制は本年度限りだと、そしてその場合には後一休という考え方、いろいろな問題を検討する、そしてまたとつたところで議員立法で処理する、こういう考え方を打ち出した。この特別措置はそもそも議員立法でできた、そういういきさつ等も考えてみますと、これだけむづかしい問題がそこまでするにこぎつた。これも考えてみますと、一つの具体的、現実的な行き方じゃないかと、こんなやうな感じがいたしまして、自民党がそういう考えであるならばひとつそれに乗つてかろうかと、こういうやうな考え方になつたわけでありまして、まあいづれにいたしましても、現行の医師税制は今年度限りといひまして、五十四年度以降は新しい制度のもとで行われるというふうなしたいと、このように考えております。

○橋山篤君 五十三年度限りでやめるということ政府が決意をする、あるいは衆参両院でこれを決めるということになれば、いまもたしてありますその他の諸問題ですね。その他の諸問題と

言へば語弊がありますけれども、医療制度の根本的な問題だとか、あるいは技術の問題などについて検討が促進をされるというふうなことを考えるわけですね。それと、いつまでたつても本問題の根本的な解決が延びるだけだといふふうに思ひます。また、この特別措置があることによつてその他の基本的な技術的な制度自身が十分審議できないという理屈はない。したがつて、ただ単に自民党に乗りこむことになつて、総理大臣としての決断が本問題の解決のかぎになるというふうな指摘をしておきたいと思ひます。

それから最後に、予算委員会での税金の問題に閣連をしまして背番号制度の問題について大蔵省内で検討をされているというふうな聞いております。これは大蔵省の中のごく技術的な研究であるのか、それとも政府全体としての統一な考え方のもとに立つて背番号制度を考えているのか、その点をきちつと答えをいただきます。

○国務大臣(福田赳夫君) 背番号につきまして、私はけさ新聞でそれを見て承知しておるんですが、まだ私の手元までこの問題が報告等されておりません。まあ恐らく事務当局で何か考えがあるのかどうか、事務当局の方からお答えを申し上げる、こういうふうにいたします。

○政府委員(大倉真隆君) 昨日でございましたが、大蔵大臣が利子・配当課税について総合課税を一日も早くやるべきだと、一体どういう勉強をしていられるんだという御質問に対して、現在大蔵省の中で、端的に申せば主税局と国税庁が部内の勉強をいろいろ続けておる。その場合には、たとえば背番号という問題も含めどの程度電算機化できるかというのを含めていろいろ勉強をしておるといふやうな趣旨でお答えを申し上げたわけでございます。ただいまの段階はまだ部内の私どもと国税庁限りの検討課題の一つでございまして、まだ総理はもとより大蔵大臣にもその採否について御決断を仰ぐという段階まで至っておりません。

の統一見解ではないということでも理解をします。そこで、利子・配当総合課税の問題にしろ、まあマル優あるいは特マル優などの問題について、もしこれがお話がありましたように、背番号でコードが入るということになれば、単にそれは税制面のみならず、すべての問題にわたつて重要な影響を与えるわけですね。プライバシーの問題は当然のことながら、民主主義のあり方に言及をせざるを得ないといふふうに考えますので、ぜひこれは、まあ研究することについては反対するわけにはいきませんけれども、採用するということについてはぜひ総理としては考え直していただきたい、あるいは断念をしていただきたいということをお聞きを申し上げます。

○鈴木一弘君 初めに、総理に成田空港の問題について伺ひをいたしたいと思ひます。
この今回の開港、あのような過激派の行動によつて開港がおくれざるを得ない、三十日の開港を見合はせて式典も見合はすということになつてきたやうでありますけれども、先ほどの質問のやうに、五月下旬のころまでなりやうだといふやうな話であります。この開港のおくれに伴う今回の事件についての政治責任について最初にお伺ひをしたいと思います。

それは、この開港のおくれに伴う対外的な威信の問題があると思ひます。先ほど外国のパイロットの問題について福岡委員から質問がありましたが、残念ながらそれについての答弁をいただけなかつたんですが、まあ非常に諸外国にとつても、こういうのが起きたのは日本の空港へ着陸すること、あるいは利用するといふことについて問題がある。また外国にまで宣明したことが延期せざるを得なくなつたといふやうな、対外的威信が非常に落つたんだと思ひます。この点はどうか総理は理解をされているのか。それから、この威信の回復についてはどういふやうに持つていこうとなさつておられるのか、この辺のひとつ所信を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 今回の成田空港の事件はまことに残念しごくなんです。国際社会に對しては顔向けがならぬような事態が起きたわけでございます。さらばと言って、この成田の空港の開港をじんと延ばすわけにはいかないんです。これは先ほど福田さんにもお答え申し上げたわけなんですけれども、あの羽田の状態というものを考えて見ますと、これはもう一刻一瞬を争うような過密状態になってきておるんです。あそこで一朝何か事故が起きたということになったら一波万波、どんな重大な被害が起こってくるかもしらぬ。そういうことを考えますと、本場に成田空港の開港というものは、これはもうあせらざるを得ないんです。

ところが、一部の人がこれに、開港に反対をする。その反対をする人は一体だれだろうか、こういうことですね。これはあそこその農民というよりは、もうその農民を超えた反対のための反対だと、こういうような人々がやっておるわけなんです。ですからそういう人たちの説得と申すても、説得にそれはもちろん努力をしないわけじゃありません。ありませんけれども、これに引きずり回されてそして重大な羽田の過密問題、これをおろそかにしておくといいことはこれはできないんです。早く成田を開港いたしましたして、そして恐れるところの大惨事が起きないこと、予防すること、これが政府といたしましての責任である、このように考え、成田新空港の開港を進めていった。しかるにああいうことになっちゃった。私は本場にこれは残念なことだと思いたすけれども、残念だ残念だと言っておったんじやこれはしょうがないことであります。やっぱ私は、これはもう本場に世界じゅうの人に安心して御着陸いただけるような成田空港、その状態というものを早く実現いたしまして、そして一刻も早くこれを開港にもっていくということだと、これが私は政府の今回の問題に対する責任をとるゆえんである、このように考えます。

○鈴木一弘君 そこで、きのうフランスかどこか

のパイロットが言っていたのだと思いましたが、この事件に對してテレビかなんかで報道されていたのを聞きましたら、すぐれた民主主義の国だとか、民主主義が行き届いているという皮肉な意味のことを言われているわけですよ。ああいう事件が起きたのは日本が民主主義がすばらしいからだとか、行き届いているからだというふうな言い方をされた。こんな皮肉を言われて非常に残念で仕方がないという感じを受けざるを得ないんですけれども、総理はその辺の民主主義の問題、一番根幹にかかわる問題だと思えます。それについてどう見解をお持ちですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、いま日本の社会風潮というものはかなりゆがんでおる一面があると思うんです。つまり民主主義、これをばき違えて受け取っておると、こういう向きがあるんじゃないか。自分の主張を通す、そのためには他人の主張、他人の立場なんていうのは顧慮しない。まあ裏返して言いますと極端なエゴ、ゆがんだエゴ、この思想というものが戦後三十余年の間にかなり日本でも社会風潮の中に根を張っておるんじゃないか、そのように思っています。そういうあらわれがあの極左グループの行動というのものにもなっている。私はそういう社会風潮ということと、これは氣をつけなければならぬと思うんです。社会風潮と言えれば社会全体の人々に関係する問題です。一部の人の中にある行動、ああいうものに寛容、寛大な傾向があることも私は事実だろうと、こういうふうに思いますが、そういうこと、一体自分の主張を押し通すためにはこれはもう他人の立場、そういうものは顧みない、他人にいかんことが起こっても自分の主張は押し通すんだというふうな、そういうエゴ的な考え方、これが果たして許されるものであるかどうかという原点までこれはこの問題の本質を突き詰めて、そしてこの際、そういうゆがんだ社会風潮というものに終止符を打つということまで考えながらこの問題に取り組んでいく、これが私はこの問題に對する政府の責任ではなからうか、このように考えております。

○鈴木一弘君 つまり総理が言われたままでの答弁からわかつてきたのは、総理以下関係閣僚の政治的な責任、これについては私は細かくいま分けてお伺いしたのですけれども、速やかに開港して、早く開港することが、それが責任である、こういう理解でございませう。ここではこう理解してよろしうございませうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 早くというのじゃないです。早くと言えればそれはまた相当早く開港もできますけれども、そうじゃないのです。この搭乗される皆さん、これにいささかの心配も与えないような状態を速やかに実現をする。同時に、この問題を引き起こした問題は、これはたまたま成田で起こっておりまして、これは根が成田だけに生えた問題ではないと思っております。この根っこからいろいろなところへいろんな現象となつて出てきておるのじゃないか、このように思いますが、その根っこ、社会風潮というものの、そういう問題につきましてもこの際無視するわけにはいかない、これも大事なことはなないか、そのように考えます。いたずらに開港の早きということに望んでおるわけではありませぬ。この機会にいろんな問題を処理して、そしてお客さんが安心して搭乗されるような万全の備えをする、これが政府の責任である、このように考えております。

○鈴木一弘君 いわゆるあせって見切り発車をしたり、あるいは拙速でいくというふうなことではないに、完備を期して開港をされると、こういうふうには私は理解をしましたが、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

それからもう一つは、非常に大きな問題でありますけれども、今回の事件でずっと全部、いままでずっと成田問題でクローズアップされているのは地元住民、いま農民だけではなくて反対のため、それを後ろから支えていくようなものに、やはり地元住民に對しての防音であるとか、あるいは交通であるとか、交通問題はまだまだ成田空港に對しては不安があります。あるいは燃料輸送の問題、それから安全性の問題、補償、こういうものをかなりはつきりさせるようにしていく必要があるのじゃないか。そういうものが不十分だからというわけじゃありません。それがすべてというわけではないけれども、そういうことも一つのやはりああいう運動に火をつけていくエネルギーにさせているんじゃないかという気がしてならないわけでありまして、その点については総理どう取り組まれてまいりますか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ、今回の事態は地元の問題、これは多少あるかもしれませんが、あるかもしれないが、これがしかし主たる原因ではないと思つて。そうじゃなくて、これは反対のための反対だ。いわゆる極左集団の行動というふうな理解をしておるのです。しかし、地元にいるいろいろな問題があることは鈴木さんの御指摘のとおりだといふふうに考えております。ことに騒音の問題ですね、道路交通の問題、いろいろな問題があるようですが、これらの問題はまあ相当時間のかかる問題であります。これは鋭意粘り強く地元の御満足のいくるように対処していきたい、このように考えております。

○鈴木一弘君 先ほどの答弁の中に警備体制の問題がございました。警備体制をしつかりするといふ話があったんですけれども、現在かなりの応援部隊が入っている。これから先、十分な警備体制をとってもらわなければ、われわれとしても十分安心して各国にもあるいは人々に利用してもらえないといふふうにはいかないと思つておりますけれども、今回のこれであつてと調べてみて、新東京国際空港公団の予備費というのは五十二年間で五億円で、いま残っている残高は二億円。しかし、その残額は警察関係の警備等の費用に充てる予定で実質残額はゼロであると、こういうふうなことが私が調べた中でわかつてきたんでありますけれども、そうだとすると、これから先警備体制の問題についてお金もないということになってくるわけでありまして、その点はどういうふうにお

考へてですか。

○政府委員(山口光秀君) 警官の警備の経費は、

公団が指令しているわけではございませんので、公団の予備費がかなり使用済みであるというような、あるいは使用を見込んでおりますという事情は御承知のとおりでございますけれども、それとは直接関係のないことであらうかと思ひます。

○鈴木一弘君 いま一つは、今回の破壊された機器、設備、その金額は一体どのぐらいになるのかといつてもいまず算定はできないだらうと思ひます。算定されるとすれば、これを建設されたときの費用がはつきりしているだらうと思ひます。つくつたとき一体幾らぐらいたつたんでしようか。

○政府委員(山口光秀君) 成田空港の被害状況あるいは復旧の見通しにつきましては、いま運輸省で調査中でございますので、どの程度になりますか、その辺ただいまの段階で申し上げるのはいかかということでございます。

○説明員(飯塚良政君) 今回の管制塔等の被害につきましましては、きのう、おとつと連続して調査をしているところでございますけれども、管制室内の機器はほとんど破壊されております。それから、あとはマイク回線の施設、これも相当破壊されております。その復旧と、それから管制塔の建物のガラスが十五枚のうち十三枚破壊されておまして、この復旧の工事とその金額の見積りをして、この復旧の工事と、現時点ではまだ正確にその数値が算定されておらないところでございます。

○鈴木一弘君 概略わかりませんが、どのぐらいだらうという推定は。

○説明員(飯塚良政君) 現在のところでは、これよりも金額はふえるかもしれませんが、大体一億円を超えることは間違いないであらうというふうに思っております。

○鈴木一弘君 これは運輸省の空港整備特別会計から使用されるわけですね、その予備費から。これは残額どのぐらい残っておりますか。

○説明員(飯塚良政君) 空港整備特別会計では現在大体五億円程度残っておりますが、その使用方につきましましては現在大蔵省と協議中でございます。

○鈴木一弘君 総理、そういうことで、成田の問題についてはぜひ拙速でなく着実な開港で、いまも見れば大体予算も残っているような感じでありますので、予備費があるようでありますから、着実にやっていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

次は、税制問題についてでありますけれども、政府の税調が五十二年十二月にまとめた「昭和五十三年度の税制改正に関する答申」、それははいわゆる中期答申、五十二年十月のその中期答申を踏まえたもので、大きな前進がなかったとわれわれ見ております。それで五十二年十月の中期答申にどうしても触れなければならぬわけですから、そこでも総理にお伺いをしたいのは、この先三年、四年の中期の期間で、先ほども増税の話がありましたけれども、どう税制を変えていくのか、この点が中期答申では余りビジョンがはつきりしていない。その点で税制改革に対する総理の見解と決意をちょっとお伺いしたいのでございませう。

○国務大臣(福田赳夫君) 中期税制改正に関する税制調査会の答申、これに待つまでもなく、これから先々の財政を展望してみますと、財政の効率化、支出面の合理化、効率化、これはどうしてもやらなければならぬ。ならぬが、しかしそれだけではどうしても財政の秩序を維持するといふわけにはいかぬだらうと、かなりの国民負担の増高といふことを考えなければならぬだらうと、このように考へておるわけでございませう。そういう同じ考へ方で税制調査会の方でも答申をしてくださつておるわけですが、税制調査会の答申は、そういうことではないにしても所得増税、これが無理だとするならば、これは一般的消費増税方式を採用するほかにないかというふうな見解を示しておりますが、これから先々負担をふやさない

ければならぬといふことは、私はこれは残念ながらそのように考へざるを得ないわけでありませう。その負担をどこに求めるかというその方向につきましましては、その時点において経済の情勢、社会の情勢、そういうものをよくながめていふことになるだらう。それからそういう増税をどういふスケールでどういふタイミングで実行していくか、それにつきましても、その時点における経済の動き、社会の状態、そういうものを見ながら決めるべきであらう。こういうふうには思ひます。したがって、これからそういう経済、社会の情勢を見ながら財政の健全化、これを目指しながらいろいろ工夫をしなければならぬところである、そういうふうに思っております。

○鈴木一弘君 それは、総理はいまスケールとかタイミング、そういうものを見て、経済の動きを見てやりたいという話があったんでありますけれども、しかし現在の時点で考えられるのは、すでに直税と間税の比率が異常に直税の方が多くなつて、こういう直間比率のことから考へていくと、だんだんだんだんいふやうな、いまも発言がございましてけれども、一般消費増税といふ方へこれは傾いていくんじゃないかといふことを考へざるを得ないわけなんですか、だからタイミングというのか、そういうものを見るのはよくわかるのでありますけれども、とるとすればそういうふうな間接税の方向ではないか、特に一般消費増税の実施といふことになるのじゃないか、こういう総理の展望はいかがでございませうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 結局非常に大観して申し上げれば、所得税の増税といふことはいかかあるいは一般消費増税といふ方針でいくか、この二つ以外には道はないのじゃないかと思ひます。いま所得税といふと相当拒絶反応、そういうことが多からうと思ひますので、非常にいま大ざつぱに考へますと一般消費増税方式かなといふような感じもいたしますけれども、一般消費増税、そんなに多くこれに期待するといふことが妥当であるかと

うかといふような議論も出てくるだらう、こういうふうにも思ひます。ですから、全部が一般消費増税方式にいつちやうのかといふとそういうふうな状態でない。間接税にも直接税にも分担して負担を求めるといふふうなこともあつてはなる場合もなしにない、そのような感じもするのですけれども、いまは国民の気持ちなんかをその時点で見ても、さあ一般消費増税方式を選択するのはいか、あるいは直接税方式を選択するのはいか、あるいはその両者択一といふことでなくてこれを適当に配分してやっていくのがいいか、その時点における社会、経済の状態、また国民の気持ち、そういうものをよく見きわめた上で具体的な制度を決めるべきものじゃないかといふふうに考へております。

○鈴木一弘君 いまの直税でいくべきなのか、それとも一般消費増税のような間税でいくのか、それでなくやそのどつちかといふやうな二者択一じゃない方法を考へたいと。その択一でない方法といふと、何か伺つていて付加価値税のような感じがするんですけれども、そういうことも加味されていらいしやるわけですか。

○政府委員(大倉廣隆君) ちょっと補足させていただきます。ただいま御質問の中にありました中期答申そのものも、一般消費増税だけで答えを出していくという答申ではございませう。やはり一般的に税負担の増加を求めざるを得ないという判断の上で、まず歳出面の効率化、合理化をぜひやってほしい。それからいわゆる不公平税制の是正といふものもぜひやらなくてはならない。さらに、いまある税制の中で負担増加を求める余地があるものは、これまたこれに大いに努力すべきである。しかし、なおかつそれだけで片づかないと思ひますので、やはり所得税の一般的負担増加が一般的消費増税の導入かといふことを考へざるを得ない。そういう考へ方の流れの中で一般的消費増税をさらに具体的に詰めて、しかし、具体的にどの時期にどの税目でどのくらいの幅で負担増を求めるかは、それは各年度の財政、経済事情

全般を考え、財政政策全体との整合性を保ちながら考えるべきであつて、そこはまた税制調査会も各年度の答申でそれぞれ議論をした上で具体的な答申をする、そういう答申でございすので、ただいま総理のおっしゃいましたように、今後の財政再建を考えるときに、二者択一的に一般消費税を考え、それしかないというふうな意味の答申ではないということだけはひとつ補足をさせていただきます。

○鈴木一弘君 総理、冒頭に申し上げました直間比率から私は一般消費税の方向にいくんですかという話を申し上げたんですが、直間比率については現状でいくのか、それともまた間接税の比率をふやすべきというふうにお考えなのか、直税の比率がどんどん高まるばかりでございす。その点はいかがでございましょう。

○国務大臣(福田赳夫君) 直間比率は、直接税にだんだんとウェイトがかかつてきておるような傾向になっておりますが、直間比率というふうな、そういうことに着目して制度を考えるというふうなことで、五十四年になりますか五十五年になりますか、そういう税制改正を行うその時点における社会情勢また経済情勢、それから国民の気持ち、そういうことがどういう方向を指向しておるかというふうなことを旨として結論を出すということにしたらいかだらうかというのが私の感じでございます。

○鈴木一弘君 今回の税制改正の中で投資促進減税、省エネルギーとか公害防止関連設備とか中小企業等の取得をする設備等に対して減税するというのがございすけれども、そういう投資促進減税といわれるようなものが入っているんですが、これから先も新たにそういうような方向を拡大していくというお考えはおありなんでしょうか。

○政府委員(大倉真隆君) 今回の答申でお読み取りいただけたらと思うんですが、政府の税制調査会の中では、理由は省略させていただきますけれども、やはりこの際新しいインセンティブをつくることにはかなり積極的な御議論が強いこ

ざいまして、その意味で、設備投資を促進するために大胆な政策をとるべきだという論者から見ればはなはだ不十分であるという逆の御指摘もまた受けておるわけでございす。やはり私も感じております政府税制調査会のただいまの御意見の内容からしますと、今後これを一層拡充する、あるいは期限をどんどん延長していくというふうなお答えはなかなか出てこないではないかというふうに感じております。

○鈴木一弘君 次に、円高について伺いたいと思ひます。

二十五日の合同閣僚会議の決定で、五十三年度の輸出については、その数量ベースで五十二年度の輸出に抑えるということが第一項目に上がっておりますが、そうすると、五十二年度の輸出に對して金額で七割増という見通し、そういうことから見ると、今回の統一見解で実質五、六%に五十二年度並みの数量というところは減ってくるというふうになるんじゃないか。通産大臣が輸出量を五割落とすと円ベースで一兆円の減になる、そういう七%の成長達成は不可能である、こういうふうに言っておりますけれども、五十二年度並みの数量というところは、これは円ベースで言ったら一体どの辺まで減るつもりなのか。また、こういうようなことをすると、政府の立てた経済見通しをみずから踏みこじっているというふうにか考えられないんですけれども、その点はいかがお考えでございましょうか。

○政府委員(澤野潤君) せんだつての二十五日の経済対策閣僚会議での議論では、確かに輸出調整については数量ベースでおおむね横ばいとなるよううしかるべく調整していくというふうな、通産大臣の述べておられる方針が了承されたことは事実でございます。現在、五十二年度の輸出輸入の実績を見ておきますと、先ほどからお話がございすように、五十二年度の輸出は、最近の自動車の海外在庫等の問題、また機械器具が高い伸びを続けておるといふ、これもまた円高の問題とそれから企業の年度末における駆け込みの輸出といふ

たようなものの影響を加えまして、輸出の数量をも含めまして若干伸びておることも事実でござい

ますが、一方、輸入の方は内需の停滞からやや伸び悩んでおりますけれども、内需の停滞というところから、ある種の業種につきましては輸出圧力がかつてこれまた輸出の方の伸びというふうなことが現実としてあらわれておまして、五十二年度の実績から申しますと、さきの実績見通しの七百九十五億ドルというものをかなり上回る金額になるかとも思ふわけでございすけれども、五十三年度につきましては、この五十二年度の輸出実績といつたもののほぼ数量的には横ばいというところとで推移すると考えられておるもので、まあ円高の影響で金額的には若干伸びるかとも思ひますけれども、一応五十三年度の輸出のIMFベースでの金額の数字としては八百五十億ドル程度というところを考慮しておるわけでございす。この場合、数量がほぼ横ばいで推移するわけでございすから、価格の面での伸びは約七%になるという計算になっておるわけでございす。また輸入の方は、大体数量がかなり増加していく、これが約五%ぐらいの増加ということが見込まれておるわけでございまして、失礼いたしました、数量では約七%程度の増加の見込みということでございまして、価格が約五%、全体といたしまして輸入金額といたしましては、四捨五入いたしますと一三%程度の伸びということになるわけでございまして、そういうことで一応われわれの方といたしましては、先ほど総理の御答弁もございしたように、後半輸入の増加ということ、また緊急輸入といったようなものの効果があらわれてくるのと相まじつたところで、輸出の数量の横ばい、輸入の数量の増加ということとで六十億ドルになるということとを一応見込んだわけでございす。

○鈴木一弘君 時間がきたようですから、最後にまとめて総理に二つ。

一つは、五十二年度も、本年度も円高が景気の回復に大変なブレーキをかけたことは御承知のとおりですが、来年度予算についても、すでに予算作成時は二百四十円台、二百四十五円と伺つていますが、その一ドル二百四十五円台から現在、けさ二百二十五円というふうになっておりますが、そういうように高騰している。こうなると実質成長率七%、經常収支六十億ドルという、こういうふうに縮小させようというふうな目標の達成も困難だろうというふうに考えられます。経済運営についての再検討をどう考えていらっしゃるかどうか。

五月に日米首脳会談で、福田総理がカーター大統領に対して固定相場制への復帰を提案するかもしれないとマンズフィールド駐日大使が記者会見で言っています。もし持ち出さないとすれば私は非常に驚くだろうし、この問題を持ち出せば大統領も話し合う用意があると、こういうふうな話で、アメリカの大統領も話し合うような意向の発言がございまして。この点について総理としては固定相場制へといひますか、あるいは宮澤提案のようなものもございすか、そういうふうなものへの復帰ということを五月には提案なさっていくかどうか。

以上の二点について伺いたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) まず、経済見通しを交える考えかと、こういうお話であります。経済見通し、これは四月からの十二カ月分のものですね。四月から年度が始まるわけで、まだ年度が始まる前の今日の段階であつた見通しが立ったときと変化がある、変化があるのはやっぱり一番大きな問題は円高という問題です。これがかなり景気動向に水をかけている、こういうわけですね。また、それにもかかわらず輸出は一体どうだと、こう言いますと、かなりこれがまた強い状態なんです。ほうっておきますと、つくりました経済見通しよりはかなりこれが上回るかもしれないというふうな見通しさえ立つような状態です。それで、そういう状態だとこれはまた円が高くなる、こういう問題が出て、そして混乱が起りますので、輸出についてある程度の規制をしなきゃならぬかなあと、こういうふうな先ほどからお話のあるよ

うな状態でございませうけれども、しかし、ある程度輸出が自主的であるにせよ規制されるということになりましても、見通しよりふえるその分がふえないというふうなことになるわけでありま

す。経済計画をつくりましたそれに影響がある問題であるというふうには考えておられないんです。あの経済計画におきましては七%成長、それに輸出、貿易がどういうふうに寄与するか、これはゼロです、寄与度は。そういうふうに見ておるわけでございます。それが先ほど申し上げましたように輸出が伸びそうだと、そうするとゼロでなく

ある程度寄与するわけですから、多少抑えてもそれがゼロになるという程度の問題でありまして、経済見通しにこれが響いてくるという性格のものじゃない。これから問題は円高、そういうふうなことになる。この経済全体の活動状況が一体どうなるか。先ほど申し上げましたように、多少これは景気には水をかけられることになりま

す。この経済の実際の動きが一体どういうふうになっているかというところを見詰めて、そして七%成長、六十億ドル経常黒字、この二大目標を実現するのにどうもあやしいところがございます。きまして十分対策をとり、そして経済見通しの大筋はこれを実現していくというふうに考えております。これが私の今日の経済運営の基本的な姿勢でございます。

それから、訪米の際に固定為替制をどうするかという提案をするかというお話であります、結論から言いますと、そういう提案をする考えは持っておりません。もとより世界の通貨情勢、これは非常にいま重大な時点でございまして、この問題に触れないと、こういうわけにはまいりませんけれども、あれやこれやいろいろ話し合ひはいたし

たしますけれども、固定制に戻ろうじやないか、そういうような考え、私いま直ちに固定制にまいろうなんというふうな考え方は持っておりません。したがって、カーター大統領と固定制にすぐまいる、復帰する、これが

通貨安定にとどめを刺すゆえんであるというふうなそういう提案はいたしません。

○渡辺武君 初めに成田問題について、二点伺いたいと思ふんです。

私ども今回の空港を開くということについてい

ろんな条件からして問題があると思つていますが、しかし、今回のあの反共暴力集団のやつたこと、これはもう日本の民主主義を守るという点からもうどうい

う許すことのできないことだというふう

に考えているんです。

ところで、きのう予算委員会ではわが党の内藤委員が質問して明らかにしたんですが、あの成田空港の周辺にこの暴力集団の団結小屋が三十三カ所もある。百六十人も常駐している。そしてあの

辺にある国有地、これを耕して野菜を栽培して、こうして産直とか称して売つたりしている、こういう状況なんですね。運輸大臣も世界の空港の中でこんな状態になつてゐるところは国際空港で一つもないんだ、日本という国は大変な国だとい

うんです。その点についてどうなさるのか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私が先ほどから申し上げておるわけでありまして、あの成田のあの動き

ですね、これは農民だとかそういう不満、そういう

うらみをもちこたへた問題なんだ、反対のための反

対、その反対という自分の考え方を押し通す、その

ためにいかに多数の国民に迷惑を、あるいは世界じゅうの人に迷惑を及ぼしてもあえてそれは

かまわぬというふうな、そういう考え方の人たちの行動がああいうことを巻き起こした。そこで成田の空港ああいふにめちやくちやにされちゃった、これを修復いたしまして安全に開港できるように、これは事は急がなければならぬけれども、いま渡辺さんが御指摘されるように、これは問題もう少し根が深いんじゃないか。この深いところへメスを入れて、そしてあの成田で事が起こつておられますけれども、成田以外でもいろいろ

な形でああいう動きはあるわけです。その根っこを突かなければこの問題の解決にはならぬ、このように認識のもとに取り組んでいきたい、このように考えております。

○委員長(嶋崎均君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、多田省吾君が委員を辞任され、その補欠として藤原房雄君が選任されました。

○渡辺武君 総理大臣自身も成田空港だけじゃないとおっしゃいましたけれども、今回のあの騒動に、襲撃に、一部だろうと思ひますけれども、学校に集つてゐる暴力学生集団、これが参加してゐるという状態があると私は思ふんです。ですから成田のあそこだけに限つて何とかしようと思つても私は無理だと思ふんです。だからやはり彼らの拠点である学校の問題、私どもは今度の予算委員会でも衆参両院通じて京大、東大の問題取り上げましたけれども、こういう問題もこの際やっぱ

り解決していくというところをお考えになるかどうか、これを伺いたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 非常に貴重な御意見でございまして、十分それらを腹に置きながらその問題の対策を考えてみたい、このように考え

ます。

○渡辺武君 いまこの事件を契機にして、良識ある国民の中である程度の不安が起こつてゐるんです。それは、政府がこういう事態を悪用して新しい何か治安立法を考へるんじゃないかという心配です。私はやっぱり、現行法を厳正に適用すればこんな連中の盲動くらいは抑えられるというふう

に思ふんですが、その点についてどうでしょう。

○国務大臣(福田赳夫君) いま法の不備があるから法を改正しようという、そういう前提で対策を考へておるわけじゃありません。しかし、不備があればこれはもちろん検討しなきゃならぬ問題であらうと、こういうふう

に思ひます。思ひます

が、とにかく不備があれば法の改正もするということも含めまして、まあこのよう

な問題の根源を突かなければならないというのが政府の考え方

でございます。

○渡辺武君 この問題については改めて別の場所

でいろいろ伺いたいと思ひます。

次に、円問題について若干伺ひますが、総理先

ほど、訪米してカーター大統領と会談をする際

に、アメリカのドルの低落の問題ですね、これを

どう防止するかという点の申し入れをしたいとい

うことをおっしゃつたわけですが、総理も先ほど言われていましたように、日本政府もアメリカに

いままでも何回も申し入れたということもおし

やつていたですね。ところがこの日本政府の申し

入れというのがアメリカ側には十分に聞かれな

かつたんじゃないかという感じがするんです。な

ぜかといいますと、これは新聞記事で、アメリカ

側の資料そのものを私まだ手に入れておりませ

ん。七七年のアメリカの国際収支ですね、これに

ついて二百二億ドルを突破したと、経常収支の赤

字が二百二億ドルを突破したと、七六年度の十四

億二千七百万ドルの赤字に比べて一挙に十四倍に

拡大したと、こういうことになつてゐるんです

が、これをどう

にかつて

をどう

をするという以外に私は安定への道というものは
 発見できないと、このように思うんです。それを
 一体どういう形で実現するかということが、これ
 からの世界の経済政策のかなめになってくるだろ
 う、こういうふうに思っています。その辺を踏まえ
 して、アメリカ、日本、それからその両国の首脳
 という、そういう立場のまず会談をするというこ
 とでございます。

○渡辺武君 いまアメリカのローザがローザ構想

のができることが私は望ましいんだらうと、こういうふうに思うんです。いまのように、一方においては**大赤字**だと、一方においては**大黒字**だといふときに、ある一つの線を引いてみましても、その線を引くことがまた投機を呼ぶというような結果にもなりかねないんですよ。ですから、その辺果にもなりかねないんです。ですから、その辺果はまだ条件整備というところに重点を置いた考えの方が私は妥当じゃないか、そのように考えております。

われたわけですが、今度もそういうことになりそうだと感じるが非常に強くなるんですよ。そういうことになるのかならないのか、つまり国際通貨制度そのものについて何らかの構想が打ち出される可能性があるのかどうか、その辺はどうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあその前に経済政策についての調整が必要だろうと、こういうふうに思っています。

がいわゆる宮澤構想なるものを発表している。当
面の国際通貨の問題について何らかのやっぱり構
想をそれぞれ模索しつつあるというのが私はいま
の实情じゃないかと思うんですね。総理大臣とし
てどういふ構想をお持ちの上で臨まれるのか、あ
るいは全然構想も持たないでただ話し合いといふ
ことで臨まれるのか、その辺はどうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 長い目で見ますと、こ
れは固定制へ私は復帰するといふことが一番いい
と思ひます。この固定制に復帰して初めて私け
と世界経済は本当に安定するといふふうに考えます

○**國務大臣（福田赳夫君）** やつぱり基本は主要国の経済政策、これが安定してくると、こういうことをおつて、

昨年、は失敗した、こういうお話ですが、確かに昨年はお互いに経済政策を出し合つてみてこれを忠実に実行しようやと、こういうことだったんで、それがそのとおりにいかなかったんですが、今度はその失敗を反省いたしまして、その反省の上には立つてお互いに目標を立てて努力し合おうと。これがない、そういう状態で為替の方の何か新しいルールを出ししても、私はそのルールは動いていかないだらう、このように考えます。

○渡辺武君 それから、先ほども話がありましたのが、二百二十五円という異常な騰貴ぶりを円が示して、るつてですね。これは可でしようか、総理

が、そういう展望を持つことは秘したいと思つて
です。

さあそこへ、それじゃ時間をかけるにいたしま
しても一体どうやって持つていくのだということ
になると、その場合にローザ構想でありますか
か、いろいろな考え方が出てくると思ひますが、
ローザ構想にいたしましても、いまのような有
限な国が国際収支の大赤字を出している、他方にお
いて大黒字を出している、こういうような状態で
はなかなかあれを実現するということはむずか
しいんじゃないか。ですからまず日米欧、こういう

とたると思ふんで、一歩の目には政策をとつてゐる、他の一つの国はデフレ政策をとつてゐる、そういう状態ではこの問題は解決しないんだらうと。インフレ政策をとる、これは妥当じゃありません、デフレ政策をとる、妥当じゃない。その中間の何らかの政策ということであらうと思ひますけれども、その辺について私は日米と欧、大体この辺でひとつやつていこうじやないか、その与える影響というものをお互いに検討合つて、認識し合つて、そしてその示した経済路線といふものを忠実に実行していくところ、

大臣としては実勢がくるやむを得ないものだといふふうに考えているのか、あるいは実勢を反映しない異常高といふふうに考えていられるのか、この辺はどうでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 為替相場の現実の動きに対する評価、批判、これは私は、まあ私からはしない方がいいと、このように思いますので、ひとつ御了承を願います。

○渡辺武君 それからもう一点。

大臣、昨年の下半期からの円の急騰ですね。これは思ひがちな事態だったということを繰り返

ものが相談いたしましたして、そういう通貨安定への条件づくりとか、基盤づくり、これをどうやっていくか。また、条件が完全に整わないにいたしましても、条件を整えつつある努力のその途上においてどういう通貨安定のための努力をするか、お互いにどういうマナーで通貨問題に対するか、というようなことについてある程度の理解という

うことが実現をされてしまつておめでた。私にこの通算の
定の基盤づくりと、こういうことになっていくと
だらうと、こういうふうに考えております。

○渡辺武君　そうおっしゃられると私心配になら
んですね。昨年の先進国首脳会議でも日本の経営
収支は赤字になると、成長率も六・七％でありま
したかな、だというようなことで、これがいわば

か。
○国務大臣(福田赳夫君) これも思いがけないといふにかく動きであるという方が妥当であると、こ

いうふうと考えております。

○渡辺武君 その辺が私非常に、やっぱり一國の政策の最高責任者の言葉として、国民としては非常に心配なことだと思わざるを得ないんです。

先ほど総理大臣は、ドルの低落、それからこの円の輸出急増が続いていることからくる上昇、この二つの要因だとおっしゃっていた。ドルの低落については先ほど伺いましたが、どうも具体的に決め手になりそうなのが今回決まりそうもなさそうだなという感じがするんです。しかも、私ども質問しますと、いや七%の成長が実現すれば何とかなるといふ趣旨の御答弁が必ず返ってくる。七%の経済成長を達成し、六十億ドルの經常収支の黒ということももし仮に達成したとすれば、一体円はどういうことになるだろうか。まあ何とかなりそうだと政府の答弁を仮に信用するとして、一方でドルの問題が解決しないでドルが低落するということになれば、この二百二十五円、これさえも今後維持できるのかどうなのかからぬという状況にいま置かれているわけですね。その上に、総理大臣が今度も思いがけないという趣旨のことを言われる。一体これから先、対内政策としてどういふ対策を有効な対策として打ち出すというふうと考えていらっしゃるのか。この点どうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 為替相場につきましては皆さんに聞かれた場合に、仮に私がある程度の展望を持っておりまして、その私の答へべき答へ方というものは、これはまあ予想もつかないことであつたというほかないんです。そうしませんが、私がある程度の何か展望を持っておつたということになる、その展望を持ったということ、これは私は大変またいろんな問題を引き起こす、そういう可能性があるので、私は幾ら聞かれました、これはまあ予想しない事態が起つておると、こういうふうにお答えするほかはないと、このように御理解を願いたいわけです。

それから、まあ幾ら日本で努力したつてそれは問題はアメリカじゃないかと、それはそのとおり

なんです。しかし、先ほどから申し上げているとおり、この円ドル不安定、この要因の主たるものはアメリカだと、しかし、副次的に日本の国際収支の問題もあると、こういうふうに申し上げておきますので、その副次的であるにせよ、日本側の要因は六十億ドルという經常黒字、七%成長、これが実現されるということになりますればこれはまあ解消へ大きく実現をする、そういうふうと考えております。

○中村利次君 私は、まず成田事件から質問をします。

総理は再三——再三というか、二回にわたつて盗人にも三分の理という言葉があるという引用をされましたけれども、まあ私は、空港設置あるいは空港の開港に賛成か反対かで、反対というのにはそれなりの確かに三分でも四分でも理があると思ひます。しかし、あの管制塔に乱入をして機器等を破壊したり、とにかく流血騒ぎを起こした、ああいうことについては、これは三分の理どころか一分も、全く理はゼロである、理はないと、こういうやつぱり断定でないといけないと思ひます。うん、日本は法治国家ですから。そこで私は、あの事件なんかは暴徒だとか暴力集団という表現で押し切れるんだらうかと思ひます。これは明らかにどうも……と。ところがこの集団は機関紙等によつて空港の占拠をあらかじめ公表をし、それから、これは報道されるところによりまして、内戦という言葉まで使つておるといふことになりまして、これは暴力行為だとか暴力集団とかというところでなくて、彼らにしてみると明らかにこれは戦闘行為をやつておる。こういう者に対してどう対処をするのか、これはその基本姿勢が私はやつぱり大事だと思うんです。まずそれから伺ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 法はこれを犯すことはできない、この何というかきわめて明快な理論をもつてこの問題には対処すべきだと、このように考えております。いかに何というか事情がありましても法を犯すことは許されない、こういうこと

だろうと思ひます。三分の理とかなんとかといひまお話がありました、ややもするところという言ひ方があるんです。左翼暴力集団が、これがああいうことをしたその背景というものをひとつ考えてみるというふうな言ひ回しが、ややもする、何かああいうことをしたことに理がある、ありそうない印象を与えますから。それはいろんな御議論はありましようけれども、いやしくも法治国家において法をみだりに——これは断じて許すことはできないことだ、これに徹してこの問題を処理すべきである、このように考えております。

○中村利次君 いかなる背景があつても、ああいう暴力行為というよりも理不尽な行為、何というのか、ああいう行為が許されようはずはないわけですから、背景は背景、ああいう事実が事実と仕分けをして私はこれは対処すべきであるのが当然だと思ひます。しかし、法は犯すべからずと総理はおっしゃつたけれども、私は背景はいわゆる成田空港の背景がどうのこうのというよりも、国内においても流血騒ぎの背景がやつぱり過去にあった。あるいは国際的なテロリストによるいろんな事件があつた。これは日本が直接かかわつた事件でも二件すであるんです。それに対しては人命尊重優先という立場から、やつぱり法を超えた対処を政府としてやられた。この間なんかはこれは十六億円でしたか、何か追ひ銭までふつていわれる法を曲げるようなことを、やつぱりこれはやらざるを得なかつたというのか、おやりになつたことは間違いない。そういうのが何か法秩序の破壊に対してどういふ影響があるのか。あるいは今度の成田問題についても、燃料輸送を拒否をして動労がストライキをやつた。これは労働運動と称するものに名をかりた明らかに違法行為です。成田空港に絡む。これに対しては国民がなるほど納得できるような対応はできない。まさに総理は法を犯すことは許されないとおっしゃるけれども、こういうぐあいには法治国家としてまことに遺憾な事態がいままで連続して起きているんです。こういう背景が私はやつぱり問題であ

る。だから画一的に単純に私はこうだあだと言ふことはなかなかむずかしい問題でしようけれども、やつぱりこれからこういう許すべからざる事件に対応する基本姿勢としては、こういうことも私はやつぱり加味して対応される必要があると思ひます。

それから、被害額は一億を超えることは間違いないだらうということでした。何か罪名をつけられたいくさんあるさうだけれども、仮に最高刑にしたとしても現行法律では、何ですか、これはけさのサンケイ新聞のサンケイ抄にあつたんですが、併合罪で十年半、最高刑として。現行法律では、総理は法律の専門家ではございせんから、総理にこういうことを聞くのが當を得ているかどうかはわかりませんが、行政の最高責任者としての姿勢として、ああいうあれに対して、十年前後ぐらいの、最高刑にしてもです、刑罰しかかけられない。そしてまた、何ということですか、また鉄塔を再び再建をして、きのうの夜中までかかつてこいつを撤去したわけでしょう。こういうのだって、あそこへいろんなものをつくつたり、設備をして、いわゆる彼らの言う内戦をしようというのに対して、まあ拱手傍観はしてないでしようけれども、何かやつぱりそういう感じが、手の打ち方が緩いではないかという、こういう国民の衝きしりに対しては総理はどう対処をされますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 今度の事件は、私の認識では、これは成田空港で起こつた事件でありまして、これは根っこがあつて、そして成田空港にふき出した事件である、こういうふうなところを方をいたしておるわけです。やつぱりこの根っこについて、つまりこの事件を契機といたしまして、まあ、ああいう事態が再発しないようにどういふふうにしたら根本的な処置になるかということとを、これはもう本當に根源的に考えなければならぬ問題だと、このように考えておるわけでありまして。成田空港、これはもう安全第一として、その上に立つて開港できるようにこれは急ぎます。

第五部 大蔵委員会會議録第八号 昭和五十

○野末陳平君　まあ根つこの方はなかなか時間と
かかるしむずかしいだろうと思いますが、当面整
三年三月二十八日　【参議院】

○野末陳平君　ですからぼくの言うのは、地元と
言ってもいろいろな人いるわけです。賛成、一日よ

になつておりまして、二者択一あるいはミックスするわけじゃないでしょうけれども、どちらも必

二五

要、どちらもやむを得ないということなのか。いろんな御意見をおっしゃっておいりましたが、先日この委員会で参考人の学者の先生方が来まして、そのときの話で、一般消費税よりも所得税強化の方がいいということを参考人の方ははっきりおっしゃっておいまして、そうなるというより二者択一しかないのかなと、じゃあどちらを選ぶべきかなあということになってしまふんです。ですから、たとえば私個人もどちらがいいのかということとを考えなければならぬと思うんですが、総理結論として総理自身は一般消費税とそれから所得税強化の方向と、この二つをどちらか一つと仮に仮定するならば、どちらが日本人になじむであろうか、どちらが日本人の国民性に合う税金であるとお考えなのか、それを改めてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(福田雄夫君) その判断は税制改正を行ふ時点で、まあ社会情勢がどうだ、また経済情勢がどうだ、国民のふところぐあいとか、あるいは物価の情勢だとか景気の情勢だとか、そういういろいろな条件をにらんで決めるべき問題であらうと、こういうふうに思います。同時に、国民がその時点においてどういう感じを持つだらうかということも重要な点だらうと、このように考えます。

○野末陳平君　國民の感じというのはなかなかわかりませんでね。結局は増税は全部いいやだとか値上げは何でも反対だとかっていう声もまた根強いわけですから、國民の感じよりも政治家がどう決断するかと、あるいは國民の考え方をどういうふうに理解してどう把握してという方が大事だろうと思うんですよ。

そこで、いまの時代に合わせてというか、そのときそのときの時代によってどちらがいいかは決まらぬやならぬということですが、仮に来年どうしてもかなりの増税をしなければならぬという場合にとりうるか、どちらがいいかというふうにしぼりますと、総理の意見ばかり聞くんじゃ悪いからぼく自身が考えて個人的意見を言いますと、

来年どうしても実現しなければならぬという仮定があったならば、一般消費税は無理だろうと思ふんですよ。来年どうしてもやらなきゃならぬとなれば、所得税強化の方がむしろ可能性があるんじゃないかと。しかし、来年どつちもとてもできないだろうと思いますよ。とてもそんな、タイミングも悪いし、経済状況も悪いと思いますが、総理はどうでしょう。ばくも意見を言ったわけですから、総理もひとつ。

○**國務大臣(福田赳夫君)** 何じやないでしやうか。來年の物価の落ちつき状態がどういうふうになつていくだらうか。また景気がどうなつて、国民のふところぐあいがどうなつていくのであらうか。そういう客觀情勢によつて判断は違つてくるんではないでしょうか。それがいま、まだ的確に読みとれないというこの時点において、どつちがいんだという結論を出すのは少し早過ぎるんではあるまいかと、このように考えます。

○野末陳平君 結論は早過ぎると思いますが、そうすると総理の頭には、ともかく来年あたり一般消費税なり所得税強化というのは、これはもうかなり頭の中にあるということ、ただ判断がむずかしいということと理解していいわけですね。

○国務大臣(福田赳夫君) これから先々増税必至の時代になります。なりますけれども、その増税

をいかなる時点でもいかなる規模で実施するか、いかなる態様で実施するかということとは、これは先々において判断すべき問題であって、いまこの時点において判断するのは少し早過ぎる、こういうふうに考えます。

○委員長(嶋崎均君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

次回は三月三十日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
 午後四時二十分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。
 一、舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税

撤廃に關する請願(第三〇八一号)(第三〇八二号)(第三〇八三号)(第三〇八四号)(第三〇八五号)(第三〇八六号)(第三〇八七号)(第三〇八九号)(第三〇九〇号)(第三〇九一号)(第三〇九二号)(第三〇九三号)(第三〇九四号)(第三〇九五号)(第三〇九九号)(第三一〇〇号)(第三一〇一号)(第三一〇二号)(第三一〇六号)(第三一〇七号)(第三一〇八号)(第三一九九号)(第三二二九号)(第三二三〇号)(第三二三一号)(第三二三五号)(第三二四四号)(第三二四九号)(第三二五〇号)(第三二五一号)(第三二五二号)(第三二五三号)(第三二五四号)(第三二六七号)(第三二六八号)(第三二六九号)(第三二七〇号)(第三二七一号)(第三二七二号)(第三二七三号)(第三二七四号)(第三二七五号)(第三二七八号)(第三二七九

第三〇八号 昭和五十三年三月十日受理
 芸術(演奏・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
 する請願

請願者 大分市勢家町四ノ二ノ二 川野サ
ツキ外四百名
紹介議員 峯山 昭範君
云、演劇、音楽、舞踊等舞台芸術に課せられて
入場税を可及的速やかに撤廃されたい。
理由
百芸術の諸公演に課せられている入場税は、

現在、いまだに入場税が存続するのは疑念なきを得ない。現在入場料三千円を超えるものに対し、パーセントの課税であり、一方、これらの公活動、興業界については、一般物価の高騰と到会場人件費、舞台設備費、印刷宣伝費等も軒

並みに漸騰しているので、やむを得ず入場料金の値上げとなり、一般大衆（観客・聴衆）の負担となつてはねかえらざるを得ない現状である。現在、たいいていの催しものが千円から三千円の免税点すれすれのところに集中し、上等の席は優に免税点を突破して課税の対象とされているし、外国から招へいの芸術家の公演に際しては、これらの料金をはるかに上回っている現状である。芸術的価値の高いもの、健全娯楽とみられる催物、興行などに課税することは、文化国家の理念、人間性回復の理想に反するものと考えられる。昭和四十八年第七十一回国会大蔵委員会では「入場税負担の減免」が附帯決議として全会一致で採択されており、また、多くの地方自治体でも撤廃の決議がなされ、昭和五十二年には文化庁でも庁議に基づいて撤廃要望を打ち出している。

第三〇八二号 昭和五十三年三月十日受理
舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願
請願者 愛知県蒲都市水竹町花掛二 川原
千恵子外三百七十名
紹介議員 井上 計君
この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇八三號 昭和五十三年三月十日受理
舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願
請願者 東京都三鷹市新川六ノ二七ノ二七
沢吉昭外千三十七名
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇八四号 昭和五十三年三月十日受理
舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願
請願者 鹿児島市紫原三ノ一二ノ五 杉山
尚子外三百五十二名
紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇八五号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 香川県高松市屋島西町九四五ノ一
山地嶺雄外百名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇八六号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 福岡市西区有田二ノ七ノ三五 山
本正子外二千五百七十九名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇八七号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 大分市舞鶴町二丁目 首藤明人外
三百七十四名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇八九号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 東京都調布市菊野台二ノ五三ノ三
土屋邦子外九百十四名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇九〇号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 神奈川県相模原市光が丘三ノ一一
ノ一〇ノ六 菊地章子外百九十九

名 紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇九一号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町東海田慧見
ル内 向井敬典外四百六十九名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇九二号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 大阪府東大阪市新喜多三六ノ八
中井澄江外千二百六十六名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇九三号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 神奈川県相模原市若松一ノ一四ノ
七 神山幸恵外二百名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇九四号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 大阪府寝屋川市三井ヶ丘四ノ二ノ
一一三ノ三 岩本善治外千二百八
十五名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇九五号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 香川県高松市高松町九九ノ一 大
谷礼二外百名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇九六号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 長野市南堀四五ノ五二 上島剛外
五百八十名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇九七号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 埼玉県所沢市山口六〇九ノ三 若
林尚昭外四百九十二名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇九八号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 福岡市東区美和台五ノ四二 郷通
子外二千四百九十九名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三〇九九号 昭和五十三年三月十日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 奈良市鶴舞東町一番三九ノ一〇二
岩崎一男外千五百三十二名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一〇〇号 昭和五十三年三月十一日受理

第三一〇一六号 昭和五十三年三月十一日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 東京都武蔵野市境南町三ノ二四ノ
一六ノC一〇四 久下卓也外九百
九十九名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一〇一七号 昭和五十三年三月十一日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 兵庫県川西市水明台二ノ七ノ三八
中嶋賢治外千二百六十六名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一〇一八号 昭和五十三年三月十一日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 広島市船越町九八六 中原芳生外
四百八十九名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一〇一九号 昭和五十三年三月十一日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 東京都三鷹市深大寺三、八九八
成瀬澄子外九百九十九名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一〇二〇号 昭和五十三年三月十三日受理

舞台芸術(演芸・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 静岡県沼津市東熊堂四六八ノ八
渡辺裕子外二百九十九名

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一三〇号 昭和五十三年三月十三日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 東京都三鷹市井の頭四ノ一二ノ一
○アトリエフラン内むさしの子ど
も劇場内 平泉まり子外九百九十
九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一三二号 昭和五十三年三月十三日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 山梨県甲府市屋形三ノ四ノ二五
南継義外三百三十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一三五号 昭和五十三年三月十三日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 福岡県宗像郡宗像町池浦 石田喜
代子外二千七百二十一名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一四四号 昭和五十三年三月十三日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 大阪府東大阪市新喜多三六ノ八
中井稔外八百四十八名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一四九号 昭和五十三年三月十三日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 岡山市下中野七四九ノ一 砂田啓
太郎外三百四十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一五〇号 昭和五十三年三月十三日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 熊本県八代市北の丸町三ノ七九
部良本泰子外三百四十九名

紹介議員 安永 英雄君 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一五一号 昭和五十三年三月十三日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 静岡市安倍町新田六三三ノ一〇ノ
一九 川口興三外四百九十三名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一五二号 昭和五十三年三月十三日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 福岡市南区神田町二ノ二八 小石
勲外三千八百四十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一五三号 昭和五十三年三月十三日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 山梨県甲府市大手一ノ四ノ五ノ二
四 春日正伸外四百四十三名

紹介議員 渋谷 邦彦君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一五四号 昭和五十三年三月十三日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

関する請願

請願者 山梨県甲府市向町七六〇 石村や
よい外四百名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一六七号 昭和五十三年三月十四日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 大阪府豊中市本町七ノ四ノ二一
佐々木芳子外千六百五十八名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一六八号 昭和五十三年三月十四日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 京都市中京区壬生下溝町一四 横
道しげ子外千三百二名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一六九号 昭和五十三年三月十四日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 福岡県筑紫郡太宰府町五条二、四
九五ノ六 原茂子外六百二十八名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一七〇号 昭和五十三年三月十四日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 山形県酒田市緑町五ノ二八 丸谷
緑外三百七十一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一七一号 昭和五十三年三月十四日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 三重県伊勢市河崎二ノ三ノ三 川
本晃子外八百五十三名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一七二号 昭和五十三年三月十四日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 神奈川県相模原市南台五ノ二ノ五
二ノ四 稲常子外四百九十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一七三号 昭和五十三年三月十四日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 川崎市多摩区王禅寺一四二ノ三
一 吹上静夫外六百八十三名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一七四号 昭和五十三年三月十四日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 静岡県三島市光ヶ丘一ノ一七ノ一
三 乾三枝子外二百四十九名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一七五号 昭和五十三年三月十四日受理

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 大分市数戸団地新町一Aノ一二ノ
三八六 橋本睦子外五百四名

紹介議員 和田 静夫君 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一七八号 昭和五十三年三月十四日受理
舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 山口県下関市長府町松小田二ノ六
五八ノ七 三輪光江外四百九名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一七九号 昭和五十三年三月十四日受理
舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 石川県金沢市弥生一ノ二六ノ七
安田信吾外四百四十九名
紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一八〇号 昭和五十三年三月十四日受理
舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 静岡県三島市大社町三ノ一九 松
本みゆき外二百四十九名
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一八三号 昭和五十三年三月十四日受理
舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 松本市横田二六五 山口百合子外
三百七十三名
紹介議員 中野 明君 馬場 富君
この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一九〇号 昭和五十三年三月十四日受理
舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 福岡県直方市感田二、三〇三 寺
島菊代外千四百六十九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三一九五号 昭和五十三年三月十五日受理
舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に
関する請願

請願者 福岡市東区名島二、五八九ノ七八
鈴木敏外三千二百二十四名
紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第三〇八一号と同じである。

第三二一六号 昭和五十三年三月十五日受理
ネズミ講禁止法の立法化に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市緑町八ノ二 藤元
孝美外五名
紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第一五七〇号と同じである。

第三二三三号 昭和五十三年三月十六日受理
石油税新設に関する請願

請願者 山口市中国町一ノ一八山口アボロ
石油株式会社内 塔野毅
紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一九九九号と同じである。

昭和五十三年四月十九日印刷

昭和五十三年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局